

〔研究論文〕

**南米における LGBTI の現状と米州人権委員会の活動****齊藤 功高**

〔Article〕

**Current Status of LGBTI in South America and Support Activities for LGBTI People by the Inter-American Commission on Human Rights****Yoshitaka SAITO****Abstract:**

The activities by the Inter-American Commission on Human Rights are diverse. It accepts human rights abuses from LGBTI people through a petition, protects human rights by responding to them, and conducts other educational activities to protect LGBTI people's human rights. South American countries have put in place LGBTI's law on human rights protection, but there are still a number of cases of prejudice against LGBTI people that killings and violence will continue. Under these circumstances, the activities by the Commission have become very important. I will consider the contents as follows: 1. The current situation of LGBTI people in South American countries, 2. Commission's trial on petitions, 3. Precautionary measures by the Commission, 4. Commission activities to protect the human rights of LGBTI people.

**はじめに**

米州人権委員会（以下、委員会）は、LGBTI の人々の人権保護のために種々の活動を行っている。委員会の任務は米州人権条約（以下、条約）41 条に規定されているが、LGBTI の人権擁護の活動もその 1 つである。具体的には以下の活動がある。①請願を受理し、審理する。場合によっては意見や勧告を付した報告書を公表する。②米州人権裁判所に事件を付託する。③当該国と請願者の間で友好的解決を進める。④ LGBTI の人々の状況を把握するために委員会内の調査団 Rapporteurship を現地に派遣する。⑤公聴会を開催する。⑥緊急の場合には予防措置を発動する。⑦報告書を作成する。報告書には委員会の年次報告書、国別報告書、テーマ別報告書などがある。⑧ LGBTI の人々の人権擁護のための促進活動を行う。促進活動には専門家会合の開催などがある。

このように、委員会は多岐にわたる活動をしており、世界の地域人権制度の中でも委員会の活動には特質すべきものがある。

LGBTI は性的マイノリティの総称として用いられ、レズビアン（Lesbian 女性の同性愛者）、ゲイ（Gay 男性の同性愛者）、バイセクシャル（Bisexual 両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender 性的アイデンティティが一致しない者）、インターセックス（Intersex 外性器が男女未分化の者）の略称である。その他、インターセックスが含まれない LGBT や LGBTI のいずれにも該当しない特性を持つ者を「Queer」と表現して加えた LGBTIQ があるが、本論文では、性的マイノリティを主に LGBTI として表現する。

レズビアン、ゲイ、バイセクシャルは性的指向というジャンルでくくられ、トランスジェンダーは性同一性（あるいは性自認）として表現される。

まず、委員会の LGBTI 調査団による性的指向、性同一性、ジェンダー表現、インターセックスの定義をここで挙げておく<sup>1</sup>。

①性的指向

異性あるいは同性あるいは複数の性別の個人に対する深い感情的、愛情的、及び性的な魅力及び親密で性的な関係に対する各人の能力をいう。

②性同一性

各自の深く感じられた性別の内的及び個人的経験のことで、出生時に割り当てられた性別と一致する場合と一致しない場合がある。医学的、外科的あるいはその他の手段による身体の外面あるいは機能の変更を含む身体の個人的な感覚と服装、言葉使い、所作を含む性的、その他の表現を含む。

③ジェンダー（性的）表現

人が自分を男性または女性として識別することを可能にする文化的特徴の外面的現れと定義されている。たとえば、個人的品行、服装様式、振る舞い、話し方など。

④インターセックス

個人の性的な解剖学的構造が女性と男性の体の文化的に定義された基準に物理的に適合しないすべての状況を指す。

上記の特徴を持つ LGBTI の人々の南米での人権状況の現状と、そのような性的マイノリティの人権を保護する活動を展開している委員会を通して、南米の LGBTI の人々の人権が各国でどのように守られ、あるいはどのように守られていないか、そして、そのための保護制度を検討する。

## 1. 南米諸国における LGBTI の人々の置かれている現状

### (1) 南米諸国における LGBTI の人権保護の進展

ここでは、2014 年から 2018 年まで、南米諸国で LGBTI の人権保護に進展があった法律上、行政上の措置を中心に見ていく。

① 2014 年における LGBTI の人々の人権を促進する法律上、行政上の動きとして以下のことがあった。

メキシコでは、最高裁が同性カップルの平等性の観点から、オアハカ Oaxaca 州の民法で結婚を男女間と定義する条項を違憲と宣言した。キューバでは、差別的な雇用関係から LGBTI の人々を守るために法律が改正された。ウルグアイでは、性的指向や性同一性に関わらず、国家保険制度に同性カップルが平等に容易にアクセスできることを決定した<sup>2</sup>。

② 2015 年には以下のような法律上、行政上の進展があった。

メキシコとコロンビアでトランスの人々の身分を認める措置が取られた<sup>3</sup>。メキシコシティとコロンビアで、簡単な行政手続きによって身分証明書の性別の変更が可能になる法令が採択された。2015 年 3 月 7 日効力発生のメキシコの法令は、民法の改正により行政手続きで、トランスの人々

1 米州人権委員会ホームページ OAS » IACHR » Rapporteurship on the Rights of LGBTI Persons » Relevant concepts and applicable terminology

2 以上が Press Release 2014.5.20(NO.60/14)

3 Press Release 2015.7.1(NO.075/15)

の身分証明を承認することになった。これは、2014年11月メキシコシティの国会で承認されたものである<sup>4</sup>。

コロンビアでは、2015年6月4日に閣僚令1227で出生証明書の性別は簡単な行政手続きで修正できるようになった。この法令の下で、トランスの人々は、公証人の前で、宣誓をし、行政手続きを通して自分の性同一性を反映する文書を取得することができる。

アルゼンチンでトランスの人々のために地方での仕事割り当て法が国会で成立した<sup>5</sup>。ブエノスアイレス州の公共部門の業務の少なくとも1%をトランスの人々に割り当てる法案が国会で成立した。2015年9月に成立したこの法律は、性同一性法の受益者であるかどうかにかかわらず、仕事や教育の要件など職位の適格性の条件を満たすトランスの人々を受益者とするものである。この法律を守らない公務員は、重大な違法行為者となるか、あるいは職場での評価が下がることになった。①2016年には以下のような法律上、行政上の進展が見られた<sup>6</sup>。

2016年2月エクアドル国会で、身元と私的データ管理の組織法 **Organic Law of Identity and Civil Data Management** が承認された。これは、18歳以上の個人の身分証明書での名前の変更と性別の代わりにジェンダーを使うことを許可したものである。

2016年5月21日、ボリビア国会で、性同一性法（法律NO.807）が制定された。これは、トランスの人が名前、性別の指定、公的私的文書に関するすべての識別上の画像を変更することができ、性同一性とジェンダー表現に合わせてアイデンティティの権利を完全に行使できるものである。

2016年8月3日、チリ上院の人権委員会は、2013年5月7日にできた性同一性法の変更を承認した。この内容は、裁判所に代わって、行政が民事登録サービスを提供するものである。

暴力の防止に関して、ペルーの女性と脆弱な人々の省 **Ministry of Women and Vulnerable populations** は、2016年3月31日閣僚決議を承認した。これは、家族と性暴力に対する国家プロジェクトの一部として、LGBTの人々にサービスを提供する一連のガイドラインを確立したものである。

差別防止に関して、コスタリカの司法と平和省 **Ministry of Justice and Peace** によって発行された命令 **circular** (NO.003-2016) では、性的指向と性同一性に基づく差別のない社会であることが宣言され、それはまた、差別の慣行につながる規則を改正し、性的に多様な受刑者を収容するための規則を作ることを命じている。

エクアドルでは、2016年7月、刑務所内のLGBTの人々にサービスを提供するための規則を作成することを決定した。

グアテマラで2015年11月トランスの人々のための包括的な健康ケアのための2016-2030戦略を採択した。2015年12月22日、チリの公衆衛生局は、インターセックスの子どもたちが自分で決定できる十分な年齢になるまで、不可逆的な生殖器外科手術を含む不必要な治療を行わないことを決定した。

2016年6月9日、ウルグアイの公衆衛生省は健康ケアに関して性的多様性の観点を含む医療従事者のガイドラインを導入した。2016年4月、メキシコシティの国会の多様性委員会は技術的なスキルと知識を持っている限り、職員の職位の少なくとも1%はトランスの人を雇うように市役所に指示した。

アルゼンチンのネウケン **Neuquén** 州政府の多様性局では、社会的弱者であるトランスの人々に

4 *Id.*

5 Press Release 2015.10.30(NO.122/15)

6 以下が Press Release 2016.8.16(NO.116/16)

学業を終え、正式な職業訓練を受けるために、奨学金を支給することを決定した。

2016年6月コスタリカは、国家予算で、すべての退職制度にわたって同性パートナーの遺族に遺族年金を拡大することを決定した。2016年4月7日、コロンビア憲法裁は同性婚を承認した。同憲法裁では、人間の尊厳、個人の自由、平等の原則は、すべての人間が性的指向に関係なく結婚できることを意味していると声明している。

ベリーズでは同性成人間の合意的性関係（いわゆるソドミー）を犯罪としない措置を決定した<sup>7</sup>。ベリーズ最高裁は、同性の成人間の合意による性関係を犯罪とすることは違憲であると決定した。2016年8月10日、ベリーズ最高裁は刑法53章を違憲とした。「自然の秩序に対する闇の行為」は懲役10年の刑に処せられる犯罪であるという規定は、憲法の規定に反し、人間の尊厳、プライバシー、表現の自由、非差別、法の下での平等に対する権利を侵害すると判示した。ベリーズ最高裁は、私的に行われる成人間の性的行為を犯罪とする刑法53章の範囲を縮小することを進めた。さらに、裁判所は、ベリーズ憲法の16.3章で言及されている「性」の定義は国際義務に沿った「性的指向」を含むとした。

④ 2017年（一部2016年も含まれる）には以下のような法律上、行政上の進展が見られた<sup>8</sup>。

ペルーで法令NO.1323が2017年1月6日に採択された。この法令は、性的指向あるいは性同一性に対する不寛容または差別に基づく犯罪は刑事責任を決定する上で重大な要素になるとしている。この法令はまた、性的指向あるいは性同一性に基づく差別による犯罪や差別の扇動も定義している。

コロンビアでは、2016年12月19日に採択された国立刑務所や拘置所（INPEC）などの国家刑務所施設における手続きの一般規則は、LGBTIの人々を直接保護する手段として意図されたものである。これらの措置は矯正施設の中での暴力防止に向けた具体的なステップである。

2016年10月21日、ペルー憲法裁は、トランスの人々の性同一性を承認する判例の重要な変更をした。この決定では、憲法裁は、民事裁判所の裁判官による略式裁判を通して、身分証明書に名前と性別の変更を要求できるとした。

2017年1月11日、スリナムのパラマリボ Paramaribo の民事裁は、トランスの人々が性別を変更するために民事登録を要求できることを決定した。性同一性を承認しないことはトランスの人々を貧困、排除、差別に導くことになるからである。

パラグアイの公衆衛生と社会福祉省 Ministry of Public Health and Social Welfare によって、2016年10月31日に発行された決議695は、医療記録、臨床歴及び形態についてトランスの人々は、彼らが自己を認識することによって名前を使用することができる内容である。これは、保健サービスのネットワークを通して医療とケアにまで及んでいる。

コスタリカは、市民サービス規定 Civil Service Statute の手続規則を変更した。この変更は、性自認による名前の変更を認め、性的指向あるいは性同一性についての情報を機密と見なし、性的多様性の人々の権利を減少させ、制限し、損なうのを抑制し、個人データの取り扱いに関して性同一性の権利を保証するものである。

アルゼンチンでは、2016年11月10日、司法と人権省の視聴覚通信サービスの公的オンブズマンの事務所 the Office of the Public Ombudsmen for Audiovisual Communication Service of Argentina's

<sup>7</sup> Press Release 2016.8.22(NO.119/16)

<sup>8</sup> Press Release 2017.3.10(NO.028/17)

Ministry of Justice and Human Rights で職員の最低2%をLGBTIに確保する決議164/2016を採択した。これは、仕事の要件に合うトランス、服装倒錯 Transvestite、トランスセクシャル、トランスジェンダー、インターセックスの人々を職員の割合の最低2%とするものである。

ペルーの教育省は、性的指向あるいは性同一性に関わらず、人々を尊重し、すべての人々に同じ義務、権利、機会を保障する基本的な教育新カリキュラムを採択した。

ペルーの憲法裁は、2016年12月21日に海外での同性カップルの結婚を登録するよう国に命じた。

⑤ 2018年に南米諸国でLGBTIの人々の人権保護に法律上、行政上の進展がみられる例を挙げる。

(a) エクアドル<sup>9</sup>

憲法裁は、南米で生まれた2人の英国人母親をもつ女子がエクアドル市民として登録されるべきであり、登録局は2人の母親の名前を登録すべきだとした。同裁判所は、民事登録・身分証明・個人文書の局長事務所 Office of the Director General of Civil Registry, Identification and Personal Documents が、子どもの権利を侵害していると判示し、彼女と彼女の2人の母親から構成される平等の権利、非差別とその多様な形の家族の保護を示した。

(b) チリ<sup>10</sup>

性転換手術を必要としないでトランスジェンダー女性の名前と性別の変更を認めた。

(c) アルゼンチン<sup>11</sup>

裁判所で、トランスジェンダーの活動家である Diana Sacayán の殺害に対する犯罪として、Diana の死で告発された容疑者に有罪判決を下した。同裁判所は、南米地域で初めてトランスの人への殺害 transfemicide の法的概念を認めた。

(d) コスタリカ<sup>12</sup>

最高裁憲法部会 Constitutional Chamber of the Supreme Court of Justice は、同性婚を禁止している家族法14条6項を違憲と判示した。同最高裁は、コスタリカ政府に18か月以内に、同性間の平等な結婚を認める法律を制定するように命じた。この命令に議会が従わない場合は、平等な結婚は自動的に認められるとした。この最高裁の決定では、米州人権裁判所の勧告的意見の基準に言及している。

(e) トリニダードトバゴ<sup>13</sup>

高裁は同性成人間の合意的性関係を犯罪としないことを決定し、同性成人間の合意的性関係の犯罪を違憲と宣言した。2017年3月 Jason Jones が、性犯罪法 Sexual Offenses Act13章と16章の無効を訴えて、トリニダードトバゴ政府に対して訴状を提出した (Jones v. Trinidad and Tobago)。彼は、これらは違憲であり、プライバシーの権利と表現の自由の侵害であると主張した。高裁は、肛門性交 buggery は犯罪であるとする性犯罪法13章と16章は、違憲、違法、無効であり、これらの法律が成人間の合意による性行為を構成する行為を犯罪としている範囲で無効であり、効力はないと判示した。

(f) ブラジル<sup>14</sup>

最高裁がトランスの人々に自己申告による名前の変更を許可する決定をした。事前の外科手術、

9 Press Release2018.7.25(NO.160/18)

10 *Id.*

11 *Id.*

12 Press Release 2018.8.14(NO.180/18)

13 Press Release2018.4.23(NO.088/18)

14 *Id.*



医学的または心理的な報告あるいは司法上の決定を必要とせず、自己申告でトランスの人々の出生の登録の変更を承認する決定をした。

## (2)LGBTI の人々の人権を侵害する動き

南米地域は、LGBTI の人々に対する人権保護の動きが進展している反面、それらの人々に対する殺害や暴力などの憎悪の行動も多く見られ、各国政府や市民社会の積極的な保護の流れと LGBTI の人々に対する憎悪行動が混在化している現状が見られる。そこで、2013 年から 2017 年までの人権侵害の動きと特定の国における人権侵害の動きを観察する。

### ① 2013 年の LGBTI に対する人権侵害の動き

2013 年 1 月 1 日から 2014 年 3 月 31 日まで、OAS 諸国の 25 か国で、性的指向、性同一性、ジェンダー表現に基づく数多くの犯罪が報告されており、少なくとも LGBT の人々あるいは LGBT と思われる人々の 594 人が殺害され、176 人が重大な被害を受けた。また、2013 年 1 月から 2014 年 3 月までの 15 か月間で、トランスの人々の少なくとも 282 人が殺害され、少なくとも 67 人が深刻な暴力を受けた。殺害されたトランスの人々の 80%が、35 歳あるいはそれ以下の若者だった<sup>15</sup>。別の統計では、2013 年 10 月から 2014 年 1 月まで、少なくとも 58 人のトランス女性が殺害された<sup>16</sup>。また、同時期、少なくとも 58 名のゲイ男性が殺害された<sup>17</sup>。

チリでは、2013 年 11 月、トランス女性と人権擁護者は、アントファガスタ Antofagasta で、男女のグループに自宅の玄関で攻撃された。

### ② 2014 年の人権侵害の動き

2014 年に入っても LGBTI の人々に対する攻撃や LGBTI の組織に対する暴力が報告されている<sup>18</sup>。ハイチのポルトプランスでは、LGBTI の NGO 事務所が略奪され、メンバーが身体的な暴力を受け、脅迫され、嫌がらせを受けた。その攻撃者は、LGBTI の活動家が使うコンピュータや資料を盗み、同性愛者に中傷を浴びせた。ホンジュラスのテグシカルパ Tegucigalpa では、LGBTI の人々と HIV に感染した人々の人権擁護者は絶えず脅迫と攻撃を受けたので、事務所を閉鎖した。ペルーのリマでは、トランス男性が LGBTI の NGO のイベントから帰る途中、男のグループに襲われた。メキシコのモンテレイ Monterrey で、LGBTI の学生組織がキャンパスに入ることを拒否され、同性愛に対する意識を高める運動を拒否された。

### ③ 2015 年の人権侵害の動き

2015 年 7 月から 9 月まで、ホンジュラスで少なくとも 5 人の LGBT の人権擁護者が殺害された。これらはホンジュラスでの LGBT の人々の偏見による暴力の結果である。市民社会によると、ホンジュラスで、2015 年に 37 人の LGBT の人々が殺害されたことが報告されている。

<sup>15</sup> Press Release 2014.11.21(NO.138/14)

<sup>16</sup> Press Release 2014.2.27(NO.23/14)

内訳は、アルゼンチン(2名)、ベリーズ(1名)、ブラジル(39名)、チリ(1名)、コロンビア(2名)、ホンジュラス(1名)、ジャマイカ(1名)、メキシコ(3名)、ペルー(2名)、米国(2名)、ウルグアイ(1名)、ベネズエラ(3名)となっている。

<sup>17</sup> Press Release 2014.2.27(NO.23/14)

内訳は、ベリーズ(50名)、チリ(3名)、キューバ(1名)、ホンジュラス(1名)、メキシコ(2名)、ペルー(1名)である。

<sup>18</sup> Press Release 2014.2.27(NO.23/14)

#### ④ 2016年の人権侵害の動き

2016年には、米州諸国で238人のトランスの人々と性不適合者が過去12か月の間に殺害された<sup>19</sup>。

#### ⑤ 2017年の人権侵害の動き

2017年になっても多くのLGBTの人々が殺害されていることが報告されている<sup>20</sup>。アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、エルサルバドル、米国、ベネズエラでは少なくともLGBTの人々に対する41の深刻な犯罪が報告されている。

たとえば、エルサルバドルでLGBTの人々に対する偏見に基づく17の深刻な犯罪があった。2017年2月の第3週に3人のトランスの人々が殺害されたり暴力を受けた。犠牲者の一人がElizabeth Castilloで、誘拐されて殺害された。彼女の体には拷問された跡があり、ヴィラ・デ・カユルティタン Villa de Cayulitán の郊外の道で発見された。Yaswi Jandres(22歳)と Daniela Rodríguez(29歳)の二人のトランス女性の葬式に出席した後だった。この2人はサン・ルイス・タルパ San Luis de Talpa 市で撃たれて死亡した。このような危険な状況に対し、これらの人々はエルサルバドルから米国やメキシコなどの他の国に逃れることを余儀なくされている。

その結果、米州諸国のトランスの人々の平均余命が短いと報告されている<sup>21</sup>。殺害されたトランス女性の80%は、35歳かあるいはそれより若い。南米でのトランス女性の平均余命は35歳で、多くは殺害による。

#### ⑥ 特定国における人権侵害の実態

(a) ホンジュラスでは、LGBTIの人々の人権擁護者に対する殺害、暴力が多い<sup>22</sup>。2015年6月、トランス擁護者 Argy Ferreira は組織の本部近くで殺害された。2015年8月20日、人権擁護者 Marco Aurelio López は、軍警察によって殴られレイプされた。2015年7月から9月までで、少なくとも5人のLGBTの人権擁護者が殺害された。

2016年1月25日、Paola Barraza は、コマヤグエラ Comayagüela で殺害された。彼女は、トランス女性で人権擁護者だった。見知らぬ人々がドアをノックして、家から連れ出され殺害された。また、サン・ペドロ・スラ San Pedro Sula で、LGBTの人権擁護者 René Martínez が殺害された。2016年6月3日、彼女の遺体がサン・ペドロ・スラの死体安置所で確認された。絞殺による窒息死だった。

2017年7月10日 LGBTIの権利の擁護者 David Valle はテグシカルパの自宅で見知らぬ男から刃物で攻撃を受け、体の多くの部分に深刻な傷を負った<sup>23</sup>。また、市民社会によると、2015年に37人のLGBTの人々が殺害されたという。

(b) パラグアイではジェンダー教育が禁止された<sup>24</sup>。ジェンダー理論やイデオロギーに関する教材の普及と使用を禁止するパラグアイの教育科学省による決定である。この決定は、子どもたちから多様な性的指向と性同一性を持つ人々を差別しない教育を受ける機会を奪うことを示している。

(c) メキシコでは、性同一性の理由で、6人の人々が毎月殺害されていると報告されている<sup>25</sup>。2007

19 Press Release 2016.11.18(NO.169/16)  
多くは、ブラジル(123人)、メキシコ(52人)、米国(23人)、コロンビア(14人)、ベネズエラ(14人)、アルゼンチン(10人)となっている。

20 Press Release 2017.3.23(NO.037/17)

21 Press Release 2015.11.20(NO.137/15)

22 Press Release 2016.3.7(NO.027/16)

23 Press Release 2017.8.9(NO.118/17)

24 Press Release 2017.12.15(NO.208/17)

25 Press Release 2017.8.16(NO.122/17)

年から 2015 年まで、トランス女性の 283 名が殺害されている。しかし、暴力の犠牲者の公式データがないし、当局も組織的に被害者数と犯人の検挙率を調査していないが、犯人の免責率は高いと推定される。

(d) グアテマラは、最も不平等な国の 1 つとして知られている<sup>26</sup>。特に、60%以上を占める先住民、女性、障害者、LGBTI の人々に対しては不平等と差別の深刻な状況にある。

また、グアテマラでもトランスの人権擁護者が殺害されている<sup>27</sup>。グアテマラの Otrancs Reinas de la Noche(夜の女王)に属するトランスのリーダーで活動家の Evelyn ZulmaAlegria Robles が殺害された。彼女は 2006 年 2 月 3 日委員会による予防措置の対象者だった。彼女の遺体は 11 月 18 日家で発見された。腕と顎の周りに打撲の跡があり、歯が欠け、髪の毛が引きちぎられており、のどが切れ、毒が盛られていた。グアテマラでは、近年トランス女性の殺害が増加している。

(e) アルゼンチンでは不平等とジェンダーに基づく差別によって高い殺害率が報告されている。市民社会の報告では、2016 年 254 名の女性がジェンダーの理由で殺害され、そのうちの 9%だけが有罪となった。アルゼンチンでは、コルドバ Córdoba で、27 歳のトランス女性がパートナーに刃物で腕をさされた。また、トランスの人々の人権擁護者、Diana Sacayán も殺害された<sup>28</sup>。

(f) チリでは、性転換のためのホルモン療法や外科的治療へのアクセスを確保する特別の規則を欠いている<sup>29</sup>。そのため、トランスの人々がまともに働けない状況が存在し、それらの人々は性労働についていることが多い。また、トランスの子どもや青年を保護する法律がないため、トランスの子どもや青年は学校で虐待と侮辱を受けている。

(g) エルサルバドルではトランスの人々の人権擁護者の殺害が報告されている<sup>30</sup>。トランス女性で LGBTI の人権擁護者 Francela Méndez が殺害された。彼女は、トランスジェンダーコミュニティの人権擁護者で、2010 年設立当初から Colectivo Alejandria の理事を務めていた。2015 年 5 月 30 日、見知らぬ人々によって、友人宅にいたところ殺害され、友人も殺害された。

(h) コロンビアでは、34 歳のトランス女性 Silvana Pineda がラドルダ La Dorada 市の道路を歩いているとき殺害された。バランキージャ Barranquilla では、ゲイと見られる 36 歳の男性 Johnny Mercado Ballestas が椅子に縛られて発見された。彼はさるぐつわをされ、拷問された跡があった。

(i) ベネズエラでは、32 歳のトランス女性 Alexandra Peña Vizcaya がララ Lara 州で遺体で発見された。彼女は、誘拐され、拷問され、彼女のペニスと顔の皮が剥がされていた。この殺人は 2017 年 1 月に遺体が発見された 60 歳のゲイ男性 Ibán José Chávez と同じ性格のものだった。

(j) ブラジルでは、28 時間ごとに LGBT の人が、同性愛、バイセクシャル、トランスの理由で暴力を受けている。20 歳のゲイ男性 Marcos Valdevino はパーティで見知らぬ男から攻撃された。彼の怪我や骨折した腕の写真を SNS に投稿され、「これはあなたがブラジルでゲイであるために支払う代償だ」と言われた。また、ブラジルのトランス女性が 9 人も命を落としたことが委員会によせられている。42 歳の Dandara dos Santos はフォルタレザ Fortaleza で 5 人の男から拷問され殺害された。この事件はビデオで撮影され、SNS で流された。警察はビデオに基づいて 3 人の青年と 2 人の男を逮捕した。

26 Press Release 2017.8.4 (NO.114/17)

27 Press Release 2016.12.2(NO.181/16)

28 Press Release 2015.10.30(NO.123/15)

29 Press Release 2017.6.27(NO.085/17)

30 Press Release 2015.6.8(NO.180/18)



このように、LGBTIの人々への偏見は南米でも残っており、それが、LGBTIの擁護者にまで及んでいることが分かる。各国の政府は、LGBTIの人々の人権保護に取り組んではいるが、LGBTIの人々や擁護者を受け入れる環境を形成していくまで時間がかかることを上記の事例は示している。

## 2. 請願に対する委員会の審査

### (1) 請願の受理条件

委員会に提出された個人の請願を受理する場合、委員会は、当該請願が条約によって保護される権利の侵害であるかどうかを認定しなければならない。そのためには、条約1条1項(権利尊重の義務)のカテゴリに該当することが必要であるが、LGBTIは条約上人権を保障すべき人としてのカテゴリに含まれるとするのが通説である。また、2条(国内法の効果)により、LGBTIの人々に対して必要な立法その他の措置がない場合は、それらの措置が要求される。

では、具体的に委員会はどのような条件で請願を受理するのか。委員会は、条約46条(請願または通報の受理可能性)と47条(請願または通報の不受理の理由)、委員会手続規則31条(国内的救済の悉尽)、32条(請願の適時性)、33条(手続きの重複)、34条(不受理の他の根拠)に沿って当該請願を精査する。

まず、当該請願が国内的救済を尽くしているかどうか判断される。この場合、判断の根拠となる条文は46条1項(a)<sup>31</sup>、2項<sup>32</sup>と委員会手続規則31条1項<sup>33</sup>、2項<sup>34</sup>である。

次に、請願が指定された期間内で提出されたか(適時性)が審査される。この場合の根拠条文は46条1項(b)<sup>35</sup>と委員会手続規則32条1項<sup>36</sup>である。

第3に、他の国際的手続との重複がないかどうか確認される。この場合の根拠条文は、条約46条1項(c)<sup>37</sup>、47条(d)<sup>38</sup>と委員会手続規則33条1項<sup>39</sup>である。

31 46条1項(a)「国内的救済措置が追及され、かつ、尽くされたこと」

32 46条2項「本条1(a)および(b)の規定は、以下の場合には適用されない。(a) 関係国の国内法が侵害されたと主張される権利の保護のために法の適性手続を設けていない場合 (b) その権利を侵害されたと主張する当事者が、国内法上の救済措置を利用することを拒否されたか、もしくはそれを完了することを妨げられた場合 (c) 前記の救済措置の下での最終的な決定がなされるのに不当な遅延があった場合」

33 31条1項「事案の受理を決定するために、委員会は国内法制度の救済が国際法の一般的に認められた原則に従って追及され、かつ尽くされているかどうかを確認しなければならない」

34 31条2項「前記の規定は、以下の場合には適用されない。(a) 関係国の国内法が侵害されたと主張される権利の保護のために法の適性手続を設けていない場合 (b) その権利を侵害されたと主張する当事者が、国内法上の救済措置を利用することを拒否されたか、もしくはそれを完了することを妨げられた場合 (c) 前記の救済措置の下での最終的な決定がなされるのに不当な遅延があった場合」

35 46条1項(b)「請願または通報が、その権利の侵害を主張する当事者が最終的な決定の通知を受けた日から6か月の期間内に提出されること」

36 32条1項「委員会は、当該請願が犠牲者であると主張する者が国内的救済措置を尽くした決定を告知された日から6か月以内に提出されたことを確認しなければならない」

37 46条1項(c)「請願または通報が扱う問題が、解決のために他の国際的手続に係属中でないこと」

38 47条(d)「委員会は、以下の場合、44条あるいは45条の下で認められた請願あるいは通報を不許可としなければならない (d) 請願あるいは通報が委員会あるいは他の国際組織によって今までに検討されている内容と実質上同じものである場合」

39 33条1項「委員会は、事案が以下の場合、請願を受理してはならない。(a) 他の手続による解決が、関係国がメンバーである国際政府間組織に係属中の場合 (b) 関係国がメンバーである委員会あるいは他の国際的政府間組織によって係属中、あるいはすでに審議され、あるいは解決された請願と本質的に重複している場合」

第 4 に、請願が不受理の理由を有しているかどうか判断される。この場合の根拠条文は、47 条 (b) (c)<sup>40</sup> と委員会手続規則 34 条 (b)(c)<sup>41</sup> である。

委員会が請願を受理する手続きとして、(a) 加害者とされた国から合理的な期間内で情報を求める、(b) これらの情報を基に、請願の根拠が存在するか確認する、(c) 受け取った情報や証拠に基づいて受理するかどうか決定する、(d) 受理できると判断された場合、委員会は事案を審理するが、必要とされる場合には調査を行う、(e) 関係国に関連情報の提供を要請する、(f) 関係当事者間で友好的解決を進める (48 条 1 項)。ただし、重大かつ緊急の場合には、当該国の同意を得て調査を行う (48 条 2 項)。

次に、当事者間で友好的解決に達した時には、当該事案は終了し、OAS 事務総長に通知する (49 条) が、友好的解決に達しなかった場合には、事実及び委員会の結論を報告書で示し、関係国に送付する。その場合、委員会は適切な提案や勧告を行うことができる (50 条)。

最終的に、委員会の報告書が関係国に送付されてから 3 か月以内に問題が解決されない場合は、委員会は意見及び結論を示すが、必要な場合には勧告をすることができる。関係国が勧告の措置を取らなかった場合にはその旨の報告書を公表できる (51 条)。また、委員会の判断によって、解決に至らない事案は裁判所に付託することができる (51 条、61 条)。

委員会が請願を受理する場合の条件に従って、受理された事件、不受理の事件、友好的解決に付された事件、本案決定にかかった事件、裁判所へ送付された事件を以下検討する。

## (2) 委員会の請願への対応

委員会は、請願が受理可能かどうか判断する場合、上記に挙げた要件を検討することになる。委員会が LGBTI の人々から受け取った請願の中で、今までに委員会が不受理だと判断した請願は 3 件<sup>42</sup>、受理した請願は 10 件<sup>43</sup>、友好的解決に至った請願は 1 件<sup>44</sup>、本案決定された請願は 3 件<sup>45</sup>、そして、裁判所へ付託された請願は 3 件<sup>46</sup> である (2019 年 5 月現在)。

この状況から米州諸国で起こっている多数の LGBTI の関わる事件の割には、委員会への請願数は意外に少ないという感じを受ける。これをどのように評価するか。米州諸国で LGBTI の人々に対する事件は多いが、そのほとんどは当該国で解決していると見るか、あるいは、泣き寝入りして

40 47 条「(b) 請願あるいは通報が本条約によって保障される諸権利の侵害を構成する傾向を示す事実を証明していない場合 (c) 請願者あるいは国家の陳述が、請願あるいは通報が明らかに根拠がない (manifestly groundless)、あるいは明確に整合性がない (obviously out of order) ことを示す場合」

41 34 条「(b) 請願者あるいは国家の陳述が、明らかに根拠のないもの、あるいは整合性がないものであることを示す場合 (c) 委員会に提出された予期せぬ情報あるいは証拠が、不受理なあるいは整合性のない事案である場合」

42 ① Report No.71/14, Petition 537-03, Mayra Espinoza Figueroa (Chile) ② Report No.11/13, Petition 157-06, Juan Fernando Vera Mejías ③ Report No.96/01, Petition 19-99, José Alberto Pérez Meza

43 ① Report No.73/16, Petition 2191-12, Alexa Rodríguez, ② Report No.66/16, Petition 824-12, Tamara Mariana Adrián Hernández ③ Report No.64/16, Petition 2332-12, Vicky Hernández and Family ④ Report No.11/16, Petition 362-09, Luiza Melinho ⑤ Report No.30/15, Petition 1263-08, Sandra Cecilia Pavez Pavez ⑥ Report No.99/14, Petition 446-09, Luis Alberto Rojas Marín ⑦ Report No.150/11, Petition 123-05, Ángel Alberto Duque ⑧ Report No.1/10, Petition 2723-02, Homero Flor Freire ⑨ Report No.42/08, Petition 1271-04, Karen Atala and Daughters ⑩ Report No.71/99, Case11,656, Marta Lucía Álvarez Giraldo

44 Report No.81/09, Petition490-03, Vivian Castillo,

45 ① Report No.139/09, Case12,502, Karen Atala and Daughters, ② Report No., Case 12,841, Ángel Alberto Duque,

③ Report No.81/13, Case12,743, Homero Flor Freire

46 ① Karen Atala and Daughters, ② Ángel Alberto Duque ③ Homero Flor Freire

いると見るか、私人による犯罪が多いのか判断が分かれるところである。しかし、中でも極端に重大な事案は請願という形で委員会に提出されているので、当該請願から LGBTI の人々の置かれている状況を知ることができる。

#### ① 不受理となった請願と委員会の理由

##### (a) マイラ・フィゲロア事件

これは、19歳の高校4年生マイラ Mayra Espinoza Figueroa が女性とキスをしているところを見られて、私立高校 José Francisco Vergara Echevers Polytechnic High School の退学を勧告された事件である。

2002年9月11日、マイラのパートナー（ほかの女性）が、放課後、彼女を迎えに来て彼女にキスをしたところを学校の副校長の夫に見られた。翌日、副校長は彼女を呼んで、退学を勧告した。その理由は、彼女のレズビアン的行為が学校の方針に合わないということだった。同日に、彼女の母は娘の転校を告げられた。

2002年9月13日、副校長は、マイラの退学勧告は性的指向が原因であり、それは、学校の規則に違反し、学校のイメージを損なうものだと伝えた。その後、州の教育省は、残りの授業や卒業式には出席できないが、卒業証書は与えるという決定をした。

2002年12月4日、マイラはこれら一連の行為は性的指向に基づく差別であるとして、バルパライソの高裁に提訴したが、2003年1月21日、高裁はこの事件を却下した。その理由は、最高裁の一般命令によって与えられた保護請求をするための15日が経過しているということだった。

チリ政府は、保護請求は被害者が侵害された権利を保護する適切なメカニズムであり、被害者は保護請求を求める資格があるが、国内法で定める請求時期の15日を経過しているため、保護請求はできないと主張した。

委員会は、請願を受理するにあたって、許容性の条件である国内的救済の悉尽を検討した。委員会は、保護請求が性的マイノリティに対する差別を根拠に提出されたことに両当事者は合意しており、また、保護請求が被害者の尊厳と平等の権利を保護する十分な救済であることにも合意しているため、保護救済は、原則として、現事件で侵害された法的状況を保護するのに適していたと理解する<sup>47</sup>。

その上で、問題になるのは当該保護請求の提出期限である。国内法では、行為の告知を受けてから15日以内で保護請求を提出することになっている。この場合、2002年10月10日にこの告知は出され、2002年12月4日、申し立てが提出された。それまでに55日が過ぎていたので、請願者の法律上の権利は失効していた。そのため、裁判所が審理を却下した<sup>48</sup>。

条約による救済は、すべての請願が国内機関で実際にすでに審理されていることを必要とする。そのため、請願者が適切な申し立てを提出しなかった状況は、条約46条1項(a)の許容性の条件が満たされないことを意味する<sup>49</sup>。したがって、委員会は、請願は条約46条1項(a)に従って不許可と認定した。

47 Mayra Espinoza Figueroa, para.38

48 *Id.*, para.40

49 *Id.*, para.41

## (b) ホアン・メヒアス事件

この事件は、チリの私企業である 1988 年創業のホルモキニカ Hormo Química の従業員であったホアン・メヒアス Juan Fernando Vera Mejías が、彼の性的指向と HIV であることにより 2001 年 10 月 22 日会社を解雇された事案である。

ホアンは、雇用主は解雇するにあたり、契約解除を受け入れなければ、性的指向と HIV 感染者であることを公表すると彼を脅し、そのために、国内的救済を尽くすことができなかつたと主張した。彼は性的指向あるいは健康状態を公にしてもらいたくなかつたのである。

その後、彼は、会社側と交渉したが、結局、契約解除の際に、差別とハラスメントがあつたことを証明するスタッフがもう会社にはいないという理由で、解雇の撤回はなされなかつた。

チリ政府は、請願者が性的指向と健康状態を公表されたくないことで、差別に関する国内救済を尽くさなかつたと主張した。また、彼が働いていた physical office はもはや存在していないし、会社のマネージャーも移動したので、この事件でハラスメントや差別の存在を証明するのは不可能だと述べた。

また、チリ政府は、チリの労働裁判所に訴訟が提出され、労働裁判所の判決の無効を求める申し立て、決定された判決に対する特別な控訴、労働の権利保護請求令状など、請願者はチリ憲法 20 条の保護請求にアクセスできたにもかかわらず、それらを実行しなかつたと主張した。

委員会は、国家の主張にあつた、最終判決の無効申し立て、国内的救済悉尽の例外を援用できる判例法上の申し立て、基本的労働権の保護救済の申し立てなど、国内的救済に利用できる手段を尽くしていないとする理由<sup>50</sup>を採用し、請願者が主張する性的指向あるいは健康状態を公表するという脅しから国内的救済を尽くすことができなかつたという理由は、国内的救済悉尽の妨げにならないとした。

さらに、法律上、あるいは裁判所での取り扱いが差別的であれば、国家がかかわる事件となる可能性があるが、本件は私企業での差別であり、国家に直接起因するのではない状況による差別を扱っていると<sup>51</sup>、これらのすべての理由から、委員会は、請願者は国内の法的救済を尽くすことを妨げる組織的あるいは個人的な差別の存在を証明することができなかつたとして、請願者は条約 46 条 1 項 (a) の要件を満たしていないとして不受理を決定した。

## (c) ホセ・メサ事件

これは事実上の夫婦関係にあつた同性のパートナーの死去に伴う遺産相続をめぐる事件である。

1999 年 7 月 24 日、請願者ホセ・メサ José Alberto Pérez Meza は、カルロス・タミ Carlos Alfredo Espínola Tami 所有の不動産の相続をしたヘナロ・タミ Jenaro Antonio Espínola Tami に対して、1967 年から 1987 年まで、継続して故人と事実上の夫婦関係を維持していたとして、遺産相続の権利を主張した。

最初の裁判では、請願者が、1981 年に故人との契約に、故人の事業においてパートナーとして得られた権利を放棄する旨が記述されているので、遺産相続はできないとして、1998 年 9 月 2 日、訴訟は却下された。

請願者は、1999 年 6 月、パラグアイの民事及び商業控訴裁判所 the fifth chamber of the Civil and

<sup>50</sup> Juan Fernando Vera Mejías, para.5

<sup>51</sup> *Id.*, para.8

Commercial Appeals Tribunalに取り消しを求めて控訴した。しかし、下級審と同様、請願者は自由に任意にすべての請求権を放棄したので、訴訟は受理できないとした。

1999年7月、請願者はパラグアイ最高裁に違憲の動議を提出した。しかし、最高裁も具体的に事実を立証することができなかつたという理由で憲法違反を拒否する決定をした。

そこで、請願者は、1999年11月1日、同性カップルの結婚の承認のための訴訟を新たに起こした。パラグアイの民法では、同性間の結婚を特に禁止しており、また、パラグアイ憲法は男性と女性との間の明白な結婚またはコモン・ロー上の夫婦関係のみを許可しているため、彼の訴訟は許容できないものとして、裁判では棄却された<sup>52</sup>。請願者は控訴したが、訴訟を棄却する判決を控訴審は支持した。

最後に、請願者は最高裁に違憲の動議を提出したが、2000年11月3日に、問題の違憲の条項を特定し、特定の害を説明することができなかつたとして、最高裁は訴訟を却下した。請願者は、性的指向のために差別されたと述べている。

委員会は、請願について国内的救済が尽くされているかどうかを検討した。第1に、委員会は、請願者と故人の間の事実上のパートナーシップの承認を確保するための手続きに関する申し立ては、条約47条(c)に従って、明らかな根拠がなく、請願は認められないと結論した<sup>53</sup>。第2に、パラグアイの婚姻に関する規則に関して、委員会に提出された書類は、請願者が自身の主張に対応する国内的救済を追求し、尽くしたことを示すものではなく、その結果、条約46条(a)の規定は満たされていないとした<sup>54</sup>。すなわち、委員会は、この請願に含まれている主張は、条約47条(c)に規定された「明らかな根拠がない」こと、また、条約46条(a)によって必要とされている国内的救済が尽くされていないため認められないと結論した。

上記3件の不受理の請願に共通している委員会の結論は、国内的救済悉尽が完了していないというものだった。

## ②受理された請願の事実の概要

委員会が受理した請願の事実の概要から IGBTI の人々に関する状況を把握する。下記に挙げた受理された10件の請願うち、今のところ(2019年5月)3件だけが本案決定(① Case of Ángel Duque v. Colombia ② Case of Homero Flor Freire v. Ecuador ③ Case of Karen Atala Piffo and daughters v. Chile)に回され、本案決定された3件の事件<sup>55</sup>はすべて裁判所に送付された。

### (a) アレサ・ロドリゲス事件<sup>56</sup>

これは、トランスジェンダーの女性がエルサルバドルで警察官による暴行を受け、被害届を受理されなかったことが(被害者の証言)、トランスジェンダーに基づく差別に当たるとして委員会に請願した事件である。

エルサルバドル国籍でトランスジェンダーの女性、アレサ・ロドリゲス Alexa Rodríguez は、暴

52 José Alberto Pérez Meza, para.16

53 *Id.*, para.18

54 *Id.*, para.19

55 ① Homero Flor Freire, Ecuador, Case 12,743 ② Ángel Alberto Duque, Colombia, Case 12,841 ③ Karen Atala and daughters, Chile, Case 12,502

56 Alexa Rodríguez, paras.1-5



力団と警察から2つの異なった状況で暴行を受けた。

2008年6月、マラ・サルバトルーチャ Mara Salvatrucha (MS-13) と呼ばれるギャングの一員のエル・チノ El Chino という男が、仲間とともにウスルタン・デパート Usulután Department の彼女の働いているレストランの外で彼女に暴力を振るった。レストランのオーナーが警察を呼んだところ、エル・チノとその仲間は現場を立ち去った。その場に現れた警察官は、単に同性愛者間のもめごとだとして警察の報告書に被害を載せなかった。

請願によると、その暴力事件の他に、2か月後に別の事件があった。それは、2008年8月の夕方だった。アレサが性同一性の女性と食事をしていたとき、ウスルタンのマラ・サルバトルーチャのリーダー、通称エル・アニマルが彼女らに近づいてきて、彼女たちを殴りはじめ、彼女たちを侮辱し彼女たちの持ち物を取り始めた。

警察官が来たが、警察官たちはアレサの説明を信じなかった。結局、警察官たちは加害者を連れて行ったが、被害届にアレサたちの名前を記録せず、逆にアレサの名前を呼んで彼女を嘲笑し始めた。さらに、アレサが歩道の隅に座っている間、一人の警察官が地面に彼女が倒れるまでけり始めた。警察官たちは、もし、彼女が被害届を提出したら、誰も彼女を信じる者はいないし、すでに彼女がどこに住んでいるか知っていると脅した。

請願によると、アレサに対する2回目の攻撃があった夜、彼女は、電話で警察に報告しようとしたが、直接被害届を出すように言われた。彼女が警察署に行くと、警察官から暴力を受けたという、それを証明することは不可能だと言われた。その理由は、その夜、彼女が述べた区域に警察官はいなかったということだった。警察署の警察官は、多分、相手もアレサのような同性愛者だったのではないかと言った。

エルサルバドルの警察から何の返答もないので、アレサは危険を感じて国を去ろうと決心して米国に移った。そこで、2010年1月28日彼女は避難民の申請をして、同年2月12日に認められた。

#### (b) タマラ・ヘルナンデス事件<sup>57</sup>

本請願は、登録証明書制度において性同一性の変更の適切かつ効果的な救済がないベネズエラの法制度に関するものである。

請願者は、トマス・ヘルナンデス Tomás Mariano Adrián Hernández という名前で男性として出生時に登録された。しかし、彼女（Tamara に名前を変更）は、「性同一性障害」と診断されたため社会的に女性として認識されることを望んだ。このため、世界保健機関 World Health Organization、米国精神医学協会 American Psychiatric Association、およびラテンアメリカ精神医学協会 Latin American Psychiatric Association が推奨する手順に従って、彼女は、2002年8月3日ベネズエラ国外で、生殖器の手術を含む性転換手術を行った。

しかし、請願者は、女性として社会的に見られているにもかかわらず、すべての証明書はまだ出生時のままだった。彼女は弁護士として活動する際、女の名前と法律上の登録が一致しないため常に不都合を経験していた。たとえば、彼女が海外旅行に行く場合や政治活動に参加する場合など、彼女の権利は制限されることになる。このように、タマラは、性同一性の法的承認が得られないため、多くの障害をもたらしていると述べている。

<sup>57</sup> Tamara Mariana Adrián Hernández, paras.6-9

そこで、彼女は、2004年5月14日、最高裁の憲法部に人身保護令状 a writ of habeas data を提出した。しかし、最高裁では審理が始まらず、その後30回以上訴状を提出し、治安判事との公聴会を求めるなど努力したが、その後12年経っても彼女の要求は未解決のままだった。

彼女は、国家が性同一性に見合う登録証明書を変更する機会を与えず、10年以上も裁判所での訴えが受理されず、不当な遅れがあった結果、人権が侵害されたと主張した。

#### (c) ヴィッキー・ヘルナンデス事件<sup>58</sup>

これはLGBTIコミュニティのメンバーでトランスジェンダーの26歳の女性が警察と推定される者によって殺害された事件である。

2012年12月23日、人権委員会は、ホンジュラスに対し、ホンジュラスのフェミニストレズビアン組織のレズビアンネットワーク「CATRACHAS」、人権女性センターなどによって提出された請願を受理した。請願者は、国はヴィッキー・カスティージョ Vicky Hernández Castillo 殺害の調査に対する不当な遅延の責任があると主張した。そして、その遅延は、性的指向に基づく裁判へのアクセスにおける差別ためであると主張している。

2009年6月29日の夜、ヴィッキーは、サン・ペドロ・スーラ市 San Pedro Sula で殺害された。彼女は、ジョニー・エミルソン・ヘルナンデス Johnny Emilson Hernández として出生時に登録されたトランスジェンダーの女性だった。殺害はホンジュラスでクーデターの後に警察によって行われた襲撃の際に起こった。ヴィッキーは、目と頭に2つの銃弾を受け、絞殺体として発見された。

検察官が犯人の捜査を始めたが、実際に訴追調査のための捜査が始まったのはそれから約2年後であった。2011年5月に、被害者の母親が唯一の証人として証言をしてから2013年3月まで2年間、実際には検察官の捜査は行われていなかった。

また、被害者の遺体の検死は、2011年3月に検察官に要求されたが、2回目の要求がなされた2013年10月まで行われなかった。法医学の地域コーディネーター Regional Coordinator of Forensic Medicine によって提出された報告書によれば、検死報告書は2013年6月13日に検察に提出された。しかし、2015年3月までに、この報告書はまだ事件簿に入れられていなかった。このことから、請願者は、犯罪が行われてから7年後でもヴィッキー殺害の犯人は処罰されておらず、裁判の適用に不当な遅れを生じさせていると主張した。

#### (d) ルイザ・メリーニョ事件<sup>59</sup>

これは、トランスセクシャルであるルイザが、公的機関による性転換手術 gender affirmation surgery の拒否により効果的な救済手段へのアクセスが受けられなかったとして政府を訴えた事件である。

ルイザは出生時の性別に合っていないと、それが原因で1997年と1998年に自殺未遂をした。彼女は長年にわたって自分の性に関して苦しんだ。ルイザは、性転換手術が威厳のある生活を確保し、彼女の生命と身体を幸福を確保する唯一の方法であると信じていた。

1997年9月10日、ブラジル連邦医療委員会 Federal Medical Board of Brazil (「CFM-BR」) は、同国における女性の性転換手術を規制する決議を行った。この決議によると、大学と公立の研究病院(「病院プベリコ adequado à investigação médica」)のみが、その手術を行うことができるとしている。

<sup>58</sup> Vicky Hernández Castillo and Family, paras.5-11

<sup>59</sup> Luiza Melinho, paras.5-25

そのための条件として、患者が、(i) 生物学的性による不快感を示すとき、(ii) それによって自分の性の主な特性と二次的な特性を失い、彼らの出生時の性器を除去したいという願望を表現し、異性の生殖器を取得したいという願いを示しているとき、(iii) 少なくとも2年間、継続的かつ一貫して、性自認に苦しむとき、(iv) 他の精神疾患を有すると診断されていないとき、(v) トランスセクシャルと診断されていないとき、(vi) 21歳以上であるとき、(vii) 手術に不向きな物理的な機能を持っていないときとされた。さらに、1997年のCFM-BRの決議は、患者が、精神科医、外科医、心理学者および社会労働者から成っている学際的な医学のチームによって選ばれるべきであることが述べられていた。

ウニカンピ病院 (Clinical Hospital of the Universidade Estadual de Campinas (UNICAMP Hospital)) は、医学研究専用の公立病院であり、高度に複雑な医療を提供していて、その最初の性転換手術を1998年4月8日に行なった。しかし、病院はルイザに手術の複雑さから性転換手術は行わなくなったので、別の公立病院に行くように述べた。しかし、その当時、性転換手術を行っている病院は全国で5つの公立病院だけしかなく、最も近いサンパウロ大学の診療病院 (USP 病院) は、性転換手術の新しい患者を受け入れていなかった。さらに、この病院は、独自に手術のための検査を行うことを主張していたので、すべての医学的な検査を受けると、さらに少なくとも2年かかることになる。したがって、ルイザは検査のために高額な料金がかかることになることから、この病院に行くことができなかつたと主張する。

2002年11月6日、性転換手術の規則を改正する新しい決議が發布され、CFM-BRの決議は最初のものであったが、以下の除外があった。それは、(i) 医学研究を実施しなかった公立および私立病院における女性の性転換手術の履行を認可した。(ii) 初めて、医学研究専用の公立病院で男性の性転換手術を承認した。

2002年11月8日、ルイザは、ブラジル連邦憲法と様々な国際人権条約に基づいて、ウニカンピ病院に対して訴訟を提起した。その中で、病院の手術拒絶に苦しんだストレスに起因する損害賠償も要求した。さらに、性転換手術の履行を含むトランスの人のための包括的な医療を確保するための行動を取ることを要請した。しかし、2003年10月14日に、事前救済の要請は却下された。このことについて、請願者は、裁判所の決定の根拠は、ブラジルの法制度が性転換手術の緊急の履行を確保するための効果的な手段を持っていなかったことを示しており、国家自身が性転換手術の迅速な遂行のための効果的救済策の欠如を認めたと主張する。

結局、ルイザは、裁判手続の遅れのために、十分な解決を得ることができなかつたので、2005年9月、借金をして私立病院で性転換手術を行った。

2006年2月8日、裁判所はルイザに対する判決を下した。その中で、裁判所は、ウニカンピ病院は手術を行う義務がなかったことから、ルイザに提供された医学的配慮には不作為または遅延がなかったと結論付けた。そして、ルイザは、権利の期待を単に持っていただけであり、病院に不法行為はなかったので損害賠償または私立病院で行われた手術の費用を補償する根拠がないと判断した。

2006年4月27日、ルイザはサンパウロの裁判所 (TJSP) にこの決定を不服として訴えた。また、この訴えがまだ係属中の2007年8月23日、地方連邦裁判所第4号 (TRF 4) は、公的健康システムによって提供されるべき外科的処置の一つとして、性転換を含む決定を出した。しかし、この決定にもかかわらず、TJSPは2008年6月9日、ルイザの訴えを却下した。

### (e) ルイス・マリン事件<sup>60</sup>

これは、ルイス・マリン Luis Alberto Rojas Marín が恣意的拘禁の間、性的指向を理由とした拷問や性的暴力を受けたとしてペルー政府の責任を追及した事件である。

当時26歳だった同性愛者であるルイスは、2008年2月25日の12時30分ごろ、自宅に向かっているとき、態度が怪しいとして治安部隊のメンバーと警察によって拘束された。彼は身分証明書を持っていなかったため、カザグランデ Casagrande 地区の警察署に連れて行かれた。そこで、彼は、翌朝6時に解放されるまで3人の警察官に尋問を受け、性的指向を暗示する表現で侮辱され（例えば、「男性の性器が好きかどうか」など）、強制的に裸にされ、肛門にゴム製警棒を2回入れられる拷問を受け、その結果、出血性病変を引き起こした。

ルイスはカザグランデの警察署に被害届を出しに行ったが、彼の要求は拒否された。その後、厚生省 Public Ministry が法医学的検査の実施を命じ、2008年2月29日、検査を実施した。しかし、担当検察官は、警察官による強姦を否定し、彼の性的指向から他の人と関係し、その後で警察官を非難した可能性があることは明らかだと述べた。証拠があるにもかかわらず、検察庁は、責任者の調査あるいは拷問の罪で告発を求める要求を却下した。

### (f) アンヘル・デュケ事件<sup>61</sup>

これは、同性愛者であるデュケのパートナーの死に伴う遺族年金を巡る事件である。

デュケ Ángel Alberto Duque は2001年9月15日、同性のパートナー J.O.J.G. がエイズでなくなるまで一緒に暮らしていた。J.O.J.G. は、コロンビア年金・退職金管理会社 la Compañía Colombiana Administradora de Fondos de Pensiones y Cesantías(COLFONDOS) と提携していた。

2002年3月19日、デュケは、J.O.J.G. の死亡に伴い、COLFONDOS に遺族年金の受給に必要な情報を請求した。2002年4月3日、COLFONDOS は、デュケは現行法により遺族年金の受給資格がないと返答した。その際、COLFONDOS は以下の点を指摘した。社会保障に関する1993年法律100号74条に遺族年金の受給資格が規定されているが、そこには、配偶者(cónyuge)、同伴者(compañera)、あるいは永続的同伴者(compañero permanente)となっている。しかし、それらの受給資格者は、男女間の結びつきによるもので、同性同士の結びつきには適用されないというものであった。

1993年12月23日法律100号47条では、遺族年金受給者は、配偶者、同伴者、あるいは残された永続的同伴者と規定しているが、1990年12月28日法律54号1条では、事実上の夫婦は男女間で構成されると定義されており、同性カップルは事実上の夫婦と見なされていない。

また、法律100号74条では、遺族年金は、年金者の死亡によって生じるとあり、配偶者、同伴者あるいは永続的同伴者は、老齢あるいは障害年金の資格の要件を満たしたときから、少なくとも、故人と夫婦生活を送っていたことが証明されなければならない、死亡の少なくとも2年前からともに生活を送っていたことが必要となる。他方、法令1889号では、10条と11条に、遺族年金の効果は、故人とは異なる性の同伴者あるいはパートナーで、少なくとも2年以上夫婦として生活していることが必要であると規定する。

60 Luis Alberto Rojas Marín, paras.7-25

61 Ángel Alberto Duque, paras.7-17

2002年6月5日、ボゴタの第10民事裁判所 El Juzgado Décimo Civil Municipal de Bogotá は、同性愛者のカップルには、法律上遺族年金の受給者の資格がないとして、ドュケの主張を否定した。

続いて、2002年7月19日、ボゴタの第12民事巡回裁判所 Juzgado Doce Civil del Circuito de Santa Fe de Bogotá も、同性同士のつながりは、家族を構成しないので、同性同士の関係と家族を構成する関係とは別であると判示した。2002年8月26日、ドュケは、憲法裁判所へ上告した。

2007年2月7日、憲法裁判所 la Corte Constitucional de Colombia は、同性カップルの年金給付、社会保険、財産権を認めた。同裁判所は、1990年法律54号（事実上の夫婦に関する事項を規定）を同性カップルにも適用した。それゆえ、法律がこのような夫婦の結びつきを認める要件を満たす限り、同性カップルは保護を享受することとなった。

続いて、2007年10月3日、憲法裁判所は、抛出制度による健康に関する社会保障制度の適用が同性カップルにも及ぶと決定した。同性カップルの社会保険の認定は、異性カップルに適用されるのと同じメカニズムによって規制されることとなった。

2008年4月16日の判決 C-336 内容を確認した 2010年の判決 T-051 を通して、憲法裁判所は、遺族年金受給資格の地位にある同性の永続的カップルに遡及的に遺族年金を認めた。

しかし、コロンビア労働法 Código Sustantivo del Trabajo によると、受け取られるべき遺族年金の残額は、遺族年金が請求されてから3年前に遡ってしか支給されない。その結果、遺族年金の請求権が確定した2010年判決によって、ドュケが主張する2002年からは支給されないことになる。

#### (g) ホメロ・フレイレ事件<sup>62</sup>

これは、性的指向に基づく差別により懲戒処分となった軍の将校による請願である。

ホメロ Homero Flor Freire は、1992年8月7日第2装甲騎兵中尉のランクでエクアドル陸軍に入隊した。

2000年11月19日アマゾナス軍の施設のホメロの部屋で、性行為をしているホメロと兵士を見たとして将校が証言したことによって、懲戒手続きに付された。

軍事懲戒規則 El Reglamento de Disciplina Militar は、性行為に対して2通りの方法で規制している。1つは、67条で、「軍事区域内で違法な性的行為」 actos sexuales ilegítimos en el interior de repartos militares を行った場合、「道徳に対する犯罪」 contra la moral として懲罰され、この場合は、一定の日数の懲戒処分になる。

一方、同規則117条では、「同性同士の行為」 actos de homosexualidad をした軍隊の構成員は任務内でもあるいはそれ以外でも軍隊人事法 la Ley de Personal de las Fuerzas Armadas<sup>87</sup>条(i)に従い、「男女間の違法な性行為」に比べて、解雇というより重い懲戒処分が科されることになっている。

2008年12月15日、エクアドルは、同性間の性的関係と異性間の性的関係の区別を排除する新軍事懲戒規則を採択した。しかし、ホメロの事件の差別的取り扱いとは1998年の軍事懲戒規則の適用の結果として生じたので、この新規則はホメロには効果がなかった。

2010年3月15日、委員会は、ホメロの請願を受理した。委員会は、①現行規則が「違法な性行為」による制裁と「同性愛の行為」による制裁に差別を設けており、その取り扱いの差異は差別に当たる、②軍の施設内で、証拠調査と裁判を担当する者に性的指向の差別的先入観があった、③ホメロに対

<sup>62</sup> Homero Flor Freire, paras.6-17



する手続きに公平性が欠けており、効果的な救済がなされていないと主張した。その上で、委員会は、軍事懲戒規則、特に同性間の性行為により軍からの追放という制裁の規定に基づき、エクアドル陸軍将校としてホメロを解雇に導いた結果に対してエクアドル政府は国際責任があると主張した。

エクアドル政府は2014年7月28日公式に謝罪したが、ホメロに対する上記委員会の要求に対して、当事者間で不一致が存在するので、委員会は2014年12月11日裁判所に提訴した。

#### (h) カレン・アタラ事件<sup>63</sup>

この事件は、「子どもの最善の利益」の決定に際して、母親の性的指向という差別的偏見が裁判所での審理に重要な要素となったかが問われた事件である。

アタラは、1993年3月29日、ロペス Ricardo Jaime López Allendes と結婚し、3人の娘 M、V、R を設けたが、2002年3月、二人は離婚した。その際、アタラは、3人の娘の後見人としての保護を行う契約を結んだ。2002年11月、アタラは子どもたちとともにエマ Emma de Ramón と同棲を始めた。

2003年1月14日、ロペスは3人の娘の後見人としての保護を求めて、Villarrica の少年裁判所 Juzgado de Menores de Villarrica に提訴した。2003年5月2日、少年裁判所は、仮保全措置として、父親に暫定的に後見人としての保護権を与えた。少年裁判所の決定の理由は、以下の通りである。①同性パートナーと子どもたちが一緒に住むことによって、家族の日常が変化し、子どもたちの情緒的安定と社会化のプロセスに影響を及ぼす、②同性パートナーの家族では、子どもの最善の利益に合うように母親の役割が果たせない。

2003年10月29日、少年裁判所は、本案判決で、今度は父親の請求を退けて、母親に後見人の保護権を与えた。その理由として、アタラの性的指向は母親としての役割を害するものでなく、子どもたちをケアする能力が母親にないとする証拠はなく、母親のパートナーの存在が子どもたちの幸福を奪うという特別な行為の存在も証明されなかったとした。そして、同性愛は病理学的挙動と見なされないことは確立しており、アタラは母親の役割を果たす上で心理学的に何ら矛盾を示していないと判示した。

そこで、2003年11月11日、父親は Temuco 控訴裁判所に控訴した。2003年11月24日、同裁判所は、父親に後見人の保護を与える判決を出した。アタラは、二人の裁判官の忌避を最高裁に訴え、最高裁は、その訴えを多数で容認し、控訴裁判所に事件を差し戻した。2004年4月30日、Temuco の控訴裁判所では、2人の忌避された裁判官を除いて審議され、今度は、アタラの主張が認められた。そこで、ロペスは控訴審の判決に対し最高裁に上告した。ロペスは、上告理由として、特に、レズビアンは、子どもたちに、現在あるいは将来に、性的役割の混乱を導くことになると主張した。

2004年5月31日、最高裁第4法廷は、父親の主張を3対2で認めた。まず、最高裁は、両親が離婚した場合は、「子どもの最善の利益」に注意を払うことが重要であるとし、民法225条1項が、両親が離婚した場合には、母親が子どもの養育に関わるのが規定されているが、これは絶対的決定的なものではなく、子どもの後見人としての保護の資格があれば、子どものケアを別の親に任せられることができると述べた。特に、最高裁は、①証言によると、同性のパートナーと住み始めてから娘たちは社会的差別を受けており、友人たちの訪問もほとんどなくなっている、②子どもたちに近い人々の証言によると、ゲームや少女たちの態度から母親の性的役割に混乱が見られる、③同性の

63 Karen Atala and Daughters, paras.13-32

パートナーと住み始めてから自分たちの利益を優先し、子どもたちのケアを後回しにすることが見られる、④同性パートナーとの生活は、娘たちの年齢から考えて、彼女らの幸福と精神的情緒的発達に影響があり、男性父親に代わり同性父親の存在は性的役割に混乱をもたらし、精神的発達に危険な状況を構成すると述べた。

また、最高裁は、学校の友人や近所の親戚からの証言として、通常の家族環境とは異なる環境によって、子どもたちは、社会的環境において脆弱な状況に置かれ、個人的な発達に影響を与える差別に晒されているとした。したがって、最高裁は、民法 225 条に従って、子どもたちの利益を考慮して、父親に後見人の保護をする資格があると判示した。

#### (i) マルタ・ジラルド事件<sup>64</sup>

これは、同性愛者であるマルタが、刑務所へのパートナーの訪問を許可しないことは、性的指向に基づく権利の侵害だとして国を訴えた事件である。

マルタは、1994 年 3 月 14 日からペレイラの女性刑務所 Dosquebradas “La Badea” Women’s Prison, in Pereira で、法廷刑を務めていた。

コロンビアの法律は、同性愛者のパートナーの訪問に対する受刑者の権利を規定している。したがって、マルタは、自分の女性パートナーが訪問する許可を当局に要求した。

1994 年 7 月 26 日、当時の刑事捜査を行っていたサントゥアリオの第 33 検察官事務所 the 33rd Prosecutor’s Office in Santuario は、その認可を発行した。この決定は、1994 年 7 月 27 日に Dosquebradas 女性刑務所総局 Directorate に伝えられ、1994 年 8 月 19 日付けの公式文書 N635 に掲載された。

マルタは、パートナーの訪問を受けるため、当局に確認する公式な文書を提出したところ、刑務所所長は、検察官の地域事務局長にサントゥアリオの第 33 検察庁の決定を見直すことを要求した。この状況を鑑み、ペレイラのオンブズマンは、「La Badea」女性刑務所所長にパートナーの訪問を認可する第 33 検察庁の決定を送った。次の日、刑務所所長は、別の刑務所にマルタを転送するための承認に対してサントゥアリオ巡回裁判所の裁判官に適用を求めた。1994 年 10 月 20 日、ペレイラのオンブズマンは、女性刑務所の所長はまだパートナーの訪問の承認を決定していないので、そのことについての情報を要求したが、満足の回答が得られなかったため、オンブズマンは、マルタに代わって、裁判所に保護救済の申立て (tutela) を提出した。Dosquebradas の刑事裁判所は、請願に対する請願者の権利が侵害されたことを根拠に動議を許可した。その結果、ペレイラの女性刑務所所長は、請願者の要求を決定するよう命じられた。1995 年 2 月 7 日、刑務所所長は、囚人の性的指向に基づいてパートナーの訪問の承認を否定する決定を下した。ペレイラのオンブズマンは、サンタローザデカバルの巡回刑事裁判所 Criminal Court of the Santa Rosa de Cabal Circuit によって支持された刑務所所長の決定を憲法裁判所に訴えた。1995 年 5 月 22 日、憲法裁判所は、保護救済の決定を見直すことを拒否した。

本案に関する法的な議論に関して、ペレイラは、コロンビアの法律には、異性のパートナーの訪問と同性愛者のパートナーの訪問を平等に許可する規定はないと主張する。

1997 年 9 月 23 日、委員会は事態を友好的解決にするため当事者に交渉を任せしたが、1998 年 8 月 12 日、国家は友好的解決の可能性を拒否した。

64 Marta Lucia Álvarez Giraldo, paras.6-10

#### (j) サンドラ・パベス事件<sup>65</sup>

これは、宗教教育を担当する教師が性的指向に基づく差別により教師の資格を取り消された事件である。

サンドラ・セシリアは、一般的な宗教上の基礎教育を教える宗教教師であり、25年以上にわたってその職を務めていた。宗教教師の資格は、1984年の法令924の9条に従って、適合性の証明書を持っていなければならず、その資格を与えるか否かは教会が決めることになっている。

2007年7月25日、サン・ベルナルド教区の教育の牧師 Vicar of Education of the diocese of San Bernardo ルネ・アギレラ René Aguilera Colinier は、法律と宗教法に則り、彼女の適合性の証明書を取り消すことを書面で彼女に通知した。このため、彼女は、サン・ベルナルド教区の教育施設でカトリックを教える資格を剥奪された。その理由として牧師が挙げたのが、サンドラがレズビアンであるということだった。牧師は、2007年4月以来、何度もサンドラと話し合い、同性愛の生活を終わらせるように催促していた。また、牧師たちは彼女の精神障害を直させる目的で「精神科治療」を受けさせる追加の条件を課した。しかし、サンドラはそのような条件に同意しなかったため、牧師は適合性の証明書を取り消すことを決めた。

サンドラは、牧師の決定を受けて、法の前の平等の権利と私的生活の権利の保護を求めて、地元の裁判所に保護を求める訴えを提出した。しかし、2007年11月27日の決定では、サン・ミゲルの控訴裁判所は、提出された訴訟を却下することを決定した。その決定において、裁判所は、適用される法律は、それぞれの宗教団体に対し、その特定の宗教的、道徳的、および哲学的原則に従って、宗教を教える許可を付与し、あるいは取り消す権限を与えており、国家はこれに干渉する権限を持っていないと述べた。すなわち、裁判所は、教会の権限は教会自身が持っており、また、その基準と原則を確立するための広範な自由を有しており、クラスで宗教を教える誰でもこれらの基準、信念、および教義に従わなければならない、それらの原則に介入したり、あるいは疑問を持つような管轄権を国家は持っていないと判示した。

サン・ミゲルの控訴裁判所による決定に対して、サンドラは、2008年4月17日、チリ最高裁判所に上告したが、最高裁は控訴裁判所の判決のすべての部分を認容した。

#### ③ 請願を受理した委員会の理由

委員会は条約46条、47条と委員会手続規則31条、32条、33条、34条を根拠に、請願を受理するか否かを決定する。まず、請願が国内的救済を尽くしているかどうか（46条1項(a)、手続規則31条1項）、あるいは国内的救済悉尽の例外に当たるかどうか（46条2項、手続規則31条2項）を判断する。次に、請願が期間内に提出されたかを判断する（46条1項(b)、手続規則32条1項）。3番目に、請願が他の組織で審理に付されているか、あるいは付されたかを判断する（46条1項(c)、47条(d)と手続規則33条1項）。最後に、請願が不受理となるか理由があるかどうか判断する（47条(b)(c)、手続規則34条(b)(c)）。

そこで、上記の理由に沿って、請願を受理した委員会の理由を探る。

65 Sandra Cecilia Pavez Pavez, paras.7-14

**(a) 国内的救済悉尽（条約 46 条 1 項 (a)、手続規則 31 条 1 項）とその例外（条約 46 条 2 項、手続規則 31 条 2 項）**

（ア）アレサ・ロドリゲス事件では、委員会は、警察署や刑事総長事務所などの国家機関が彼女の苦情を受け取るのを拒否したこと、それは性同一性への差別的取り扱いを構成すること、国家当局が 2013 年に、請願を受け取った後も調査の進展は見られないという理由で、条約 46 条 2 項 (b) の例外が適用されるとした<sup>66</sup>。

これらの状況を考慮して、国家はレズビアン、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックスの女性を含む女性に対するすべての形の暴力を予防し、処罰し、根絶する義務を負うと委員会は述べる。

（イ）タマラ・ヘルナンデス事件では、ベネズエラの法制度上、出生証明書を修正することはできるが、性別の変更までは許可しておらず、性同一性を認める法的救済策がないこと、タマラ・ヘルナンデスが 2004 年 5 月 14 日に救済策を提出した後でも最高裁からの応答がなく、保護救済策の解決に対する不当な遅延があることを認めて、条約 46 条 2 項 (c) と手続規則の 31 条 2 項 (c) で確立された国内的救済悉尽の例外に当てはまると結論づけた<sup>67</sup>。

（ウ）ヴィッキー・ヘルナンデス事件では、委員会は、「被害者の利益を保護し、証拠を保存するために、速やかに犯罪捜査を行うものとする」と定めていることから、調査が「迅速に」行われたかどうかを判断するために、調査が予備段階より超えている場合、罪が犯されてからの経過時間や当局によって取られた措置と事件の複雑さなどの一連の要因を考慮に入れる<sup>68</sup>。入手可能な情報によると、ヴィッキーの死により犯罪捜査が開始されたが、事件が発生して 7 年以上経っても調査はまだ暫定段階にあること、さらに、事件に対する行動は 2013 年 11 月 4 日が最後であり、その時までには被害者が要求した手続きの多くは守られていなかった<sup>69</sup>。したがって、このことから、委員会は、条約 46 条 2 項 (c) における国内的救済の悉尽の要件に対する例外が適用されると述べた。

（エ）ルイザ・メリーニョ事件では、請願者はすべての国内的救済が 2008 年 6 月 9 日の上訴判決により尽きており、特別上訴をする必要はないと主張している。一方、国は、すべての国内的救済を尽くすためには特別上訴をする必要があると主張する<sup>70</sup>。

委員会は、特別上訴決定の日までに約 6 年間かかっており、国内手続において不当な遅延があったと判断し、高等裁判所への特別控訴の提出を要求するのは不合理であるとする<sup>71</sup>。

したがって、委員会は、メリーニョの主張に関して、条約 46 条 2 項 (c) に従って国内的救済悉尽の例外が適用されるとした。

<sup>66</sup> Alexa Rodríguez, paras.6-7

<sup>67</sup> Tamara Mariana Adrián Hernández, paras.19-20

<sup>68</sup> Vicky Hernández and Family, para.22

<sup>69</sup> *Id.*,para.23

<sup>70</sup> Luiza Melinho, para.38

<sup>71</sup> *Id.*,para.40

(オ)ルイス・マリン事件では、委員会は、犠牲者が彼の拘留中の調査に関して、性的指向による差別を被ったこと、検察による捜査の遅延が彼の性的指向に動機づけられていることを認めた<sup>72</sup>。また、ルイスの控訴は、2008年8月28日検察によって根拠がないことが宣言され、2008年10月15日、上級検察機関によって支持された。2008年10月21日、検察当局は、告訴を棄却することによって調査を閉鎖するよう裁判官に求めた。その結果、2009年1月9日、ラ・リベルタの上級裁判所は告訴の棄却命令を出した。このように、委員会は犠牲者の裁判への有効なアクセスが拒否されていることを認めた。

上記のことから委員会は、これらの一連の国の行動は、条約46条2項(b)に従って、国内救済悉尽の例外にあたると考える<sup>73</sup>。

(カ)アンヘル・ドゥケ事件では、国は、2008年の憲法裁判所のC-336とT-1241の判決によって法的変化があり、最終決定後であっても同性カップルで構成された事実上の婚姻に遡及的承認を得られる可能性が出てきたので、人身保護令状 *tutela* を提出すべきであり、それを行わないと国内的救済が尽きているとは言えないと主張する<sup>74</sup>。しかし、2008年の判決C-336は実際には2008年以後にしか影響を持たないので、2008年の判決C-336以前の事件についての請求はすることはできない<sup>75</sup>。そのため、委員会は、アンヘルのパートナーの死が2008年の判決C-336の前であったので、その効果の恩恵を受けることはできないとして、請願者の主張は、条約46条2項(a)に定める悉尽の例外に当たると認定した<sup>76</sup>。

(キ)カレン・アタラ事件では、請願者は、チリ国内法の下で提供された救済は、父親に娘の恒久的な親権を授与することを決定した2004年5月31日のチリ最高裁判所の判決によって尽くされたと主張している<sup>77</sup>。しかし、国は、チリの家族事件に関する手続きが変更され、特別な事情がある場合には、親権に対する新しい訴訟の提出が可能なので、国内的救済は尽きていないと主張する<sup>78</sup>。一方、請願者は、チリの最高裁の判断が確定している以上、新しい訴訟は成功する可能性はないと主張する。

委員会は、国は国内的救済が尽くされていないと主張する場合ほどの国内的救済が尽くされるべきか、その証拠を提示しなければならないし、請願者は、国内的救済が尽くされた証拠を示さなければならないと述べる<sup>79</sup>。しかし、国は新しく親権の訴訟が適切で効果的であるという具体的な情報を提示していないし、新しい親権訴訟がチリ最高裁の判例を覆す可能性があるということも説明していない<sup>80</sup>。しかも、アタラが最高裁の判決に挑戦して約2年経つが依然として状況は変わっていないと委員会は考える。

---

72 Luis Alberto Rojas Martín, para.49

73 *Id.*, para.51

74 Ángel Alberto Duque, para.34

75 *Id.*, para.37

76 *Id.*, para.38

77 Karen Atala and Daughters, para.49

78 *Id.*, para.50

79 *Id.*, para.51

80 *Id.*, para.52



これらのことから、委員会は、条約 46 条 1 項 (a) にある請願者がチリの法制度における利用可能なすべての救済を尽くしたと結論する<sup>81</sup>。

(ク) マルタ・ルシア・アルバレス・ジラルド事件では、国内的救済は、人身保護令状 *tutela* の決定を審査しないとするコロンビアの憲法裁判所の決定で尽くされたと委員会は判断し、46 条 1 項 (a) に掲げる許容性要件が満たされていると見なす<sup>82</sup>。

(ケ) ホメロ・フレイレ事件では、請願者は、国内的救済は、2002 年 2 月 4 日の憲法裁判所の判断で尽くされたと主張している。委員会は、請願者が第 4 軍事地区の法廷による判決で利用可能な救済を尽くしたこと、さらに、2002 年 2 月 4 日の憲法裁判所によって人身保護の動議が拒否されたことをもって、条約 46 条 1 項 (a) に規定された国内的救済悉尽の要件は満たされたと判断した<sup>83</sup>。

(コ) サンドラ・パベス事件では、2008 年 4 月 17 日のチリの最高裁判決がサン・ミゲルの控訴裁の判決を認容したことにより、サンドラの訴えが最高裁によって却下されたという事実によって、条約 46 条 1 項 (a) の国内的救済を尽くしたと認定した<sup>84</sup>。

#### (b) 適時性 (Timeliness) (条約 46 条 1 項 (b)、手続規則 32 条 1 項)

請願を委員会に提出するためには、当事者が最終的な決定の通知を受けた日から 6 か月の期間内で行なければならない。サンドラ・パベス事件やホメロ・フレイレ事件のように、国内的救済が国内の最高裁の決定で尽くされた日が明確な場合は容易に判断できる。サンドラ・パベス事件では、国内的救済が 2008 年 4 月 17 日の最高裁判所の判決により尽くされ、2008 年 4 月 30 日に当事者に通知された。請願が受領されたのは 2008 年 10 月 28 日であり、条約の 46 条 1 項 (b) に規定された期限を満たしている<sup>85</sup>。また、ホメロ・フレイレ事件では、国内的救済が尽くされた憲法裁判所の判決が 2002 年 3 月 4 日に当事者に通知され、請願が 2002 年 8 月 30 日に受領されているため、委員会手続規則 32 条の規定の要件を満たしている<sup>86</sup>。

その他の請願は、上記のように明確には国内的救済が尽くされたと判断できず、委員会が期間内であるかどうかを判断している。たとえば、マルタ・ジラルド事件では、最終的な判断と考えられるのは 1995 年 5 月 22 日の憲法裁判所の決定であるが<sup>87</sup>、請願者は、憲法裁判所の判決について通知されていないと述べていることから、46 条 1 項 (b) に定める 6 か月の期間は、1995 年 5 月 22 日から算定すべきではなく、この主張は国家によって争われていないことから<sup>88</sup>、委員会は、46 条 1 項 (b) に定められた 6 か月の期間は、最終判断の通知から計算されるべきであると考え、46 条 1 項 (b) に規定する期限は、この場合には適用されないと結論付けている。

81 *Id.*, para.55

82 Marta Lucía Álvarez Giraldo, para.15

83 Homero Flor Freire, para.37

84 Sandra Cecilia Pavez Pavez, para.22

85 Sandra Cecilia Pavez Pavez, para.24

86 Homero Flor Freire, para.38

87 Marta Lucía Álvarez Giraldo, para.17

88 *Id.*, para.18

**(c) 重複性 Duplication (条約46条1項(c)、46条(d)、手続規則33条1項)**

重複性に関しては、委員会の受理した請願が同委員会で審理されたことがあるかどうか、あるいは他の国際的手続きによって審理されたか、あるいは、現在係属中であるかどうかを判断する。それは比較的容易に分かるので、すべての請願が条約46条1項(c)、47条(d)及び手続規則の33条1項及び33条1項(b)に規定する不許可の要件には当てはまらないと委員会は判断した。

たとえば、タマラ・ヘルナンデス事件では、請願で示された問題は、他の国際的な手続きに係属していないし、また、すでにこの委員会で審査されておらず、また他の国際機関によって審査さ

れていないので、条約46条1項(c)、47条(d)及び手続規則の33条1項及び33条1項(b)に規定する不許可の理由にはならない<sup>89</sup>と委員会は述べるが、他の事件でも同様の表現がされている。

**(d) 請願の不受理の理由 (条約47条(b)(c)、手続規則34条(b)(c))**

委員会は、請願が、条約あるいは手続規則によって保障されている権利の侵害を証明できない場合(条約47条(b)、手続規則の34条(a))、あるいは、請願が「明らかに根拠のない」場合、あるいは「明らかに整合性がない」場合(条約47条(c)、手続規則34条(b))には、請願を不許可としなければならない。すなわち、請願には、明確な条約の侵害を証明する必要性が求められる。

たとえば、タマラ・ヘルナンデス事件では、請願者は、ベネズエラの法制度上、名前の変更はできるが、性別を変更することができないことを挙げた。すなわち、民事登記組織法 *Organic Civil Registry Law* 146条が名前の変更を規定しているが、身分証明書の性別を変更することはできないし、民事登記組織法規則 NO.1 の96条により、名前の変更がなされたら、すべての民事証明書にその旨が記載されると定めている<sup>90</sup>。

したがって、委員会は、請願者によって申し立てられた事実は、条約によって保護された権利への違反を表していると認定して、この請願が条約46条47条と手続規則31条から34条に定められた許容性要件を満たしていると結論づける<sup>91</sup>。

また、ヴィッキー・ヘルナンデス事件では、委員会は、被害者の殺害が夜間外出禁止時間の中で起こったという状況証拠から被害者を検問して殺害できるのは警察しかいないこと、被害者がトランスジェンダーであることを理由に剖検が実施されなかったなどの請願者の主張から<sup>92</sup>、条約で保護された権利の侵害があると認定した。

さらに、ルイス・マリン事件では、委員会は、請願者が主張するルイス・マリンへの違法なおよび恣意的な拘禁の事実、拷問行為の容疑、その他の残虐で品位を欠く取り扱い、ならびに司法上の保護の欠如は、条約と米州拷問禁止条約に違反する内容であること、ならびにマリンの母に対する被害も条約違反であると認める<sup>93</sup>。

これらすべての請願で、条約47条(b)、手続規則の34条(a)、あるいは、条約47条(c)、手続規則34条(b)に当てはまる事例はなく、すべての請願が条約違反を明確に証明する内容となっていることを委員会は認めた。

89 Tamara Mariana Adrián Hernández, para.23

90 *Id.*, para.27

91 *Id.*, para.29

92 Vicky Hernández and Family, para.30

93 Luis Alberto Rojas Martín, para.59

上記いずれの請願も本案決定に進めること、結果を公表すること、OAS 総会に提出する委員会の年次報告の中に含めることが委員会の決定になっている。しかし、実際に本案決定されたのは3件にとどまっている（2019年5月現在）。

### (3) 委員会による友好的解決

委員会が斡旋した友好的解決の事例はヴィヴィアナ・カステージョ Viviana Castillo 事件<sup>94</sup>の1件である。司法的解決と異なり、政治的解決である友好的解決は、事件の早期解決に大きな役割を持っており、米州人権制度の特徴ともなっている。

Viviana Castillo 事件は、婦人警官ヴィヴィアナがマカレーナ Macarena Abarzúa とのレズビアン関係を維持していたことに対して、プライバシーの権利が侵されたとして国を訴えた事件である。

ヴィヴィアナは、2000年からチリ警察に所属していた。サンティアゴ北警察 Santiago North Police Prefecture のレンカ第7警察署 Operations Office of the Seventh Police Precinct of Renca でアシスタントとして勤務していた。2002年8月から12月初めまで、同じ警察署の女性警察官マカレーナとアパートを借りていた。

2002年12月17日、ヴィヴィアナとマカレーナとのレズビアン関係に関して、サンティアゴ北警察署の調査が始まった。ヴィヴィアナは、仕事場で私生活についての一連の尋問を受けた。彼女は、マカレーナとのレズビアン関係を維持しているとして非難され、チリ警察からハラスメントを受け迫害されたと訴えた。

2002年12月31日、サンティアゴの控訴裁判所は、この事件はヴィヴィアナたちの中傷に関する私的問題であるという理由で、彼女たちによって提出された保護の動機を受理しないと宣言した。彼女たちは、裁判所がこの事件は婦人警察ヴィヴィアナの中傷行為に対する問題のみならず、警察のような公僕の人権侵害行為を含んでいたことを認めなかったと主張した。

2003年3月4日、ヴィヴィアナは2月6日付公式文書を受け取った。そこには、マカレーナが数年間ヴィヴィアナと友達になって、姉のように彼女を慕っていることが示されていたが、レズビアン行為を証明する証拠がないと記述されていた。しかし、ヴィヴィアナは、私生活の行為に関して真実を言わなかったとして、義務を伴う4日間の拘束という形で、懲戒処分を受けた。

2003年7月2日、委員会は条約5条1項、11条、24条、25条違反に関する請願を進めた。2003年12月5日、ヴィヴィアナたちは、チリ警察からハラスメントを受け迫害されたとして、委員会に予防的措置を取るよう要請した。2004年5月28日、委員会は、手続規則25条の要件に合わないとして予防的措置を否定した。

2006年1月31日、チリは条約48条1項fに規定に基づき、友好的解決の可能性に関する対話を喜んで行うことを表明した。2006年2月3日、委員会はチリの第1回の回答を受け取った。その情報で、チリは友好的解決手続きを提出した。2006年2月22日、委員会は両当事者に友好的解決手続きを始めるよう指示した。

2008年1月29日、チリは両当事者の準備会合を要請した。2008年3月11日、友好的解決協定が署名された。2008年3月11日、委員会の第131回定期会期で、チリと請願者たちは友好的解決の協定に署名した。これは、条約49条と手続規則41条5項に従ったものである。

2008年10月21日、双方が友好的解決協定を遵守する報告書を委員会に送った。2008年10月28日、

<sup>94</sup> Report No.81/09, Petition 490-03, Friendly settlement, x, Chile, August 6, 2009

双方はその公表を要請した。2008年11月11日、請願者たちは友好的解決協定の公表を要請した。

2009年7月24日、委員会はマカレーナから請願を撤回する旨の情報を受け取った。その結果、友好的解決の交渉はヴィヴィアナだけになった。

友好的解決の内容は以下の通りである。

(ア) 満足の措置として、国防大臣が謝罪した。2008年8月14日の通報で、チリは公式な謝罪の表明を報告した。

(イ) 非反復の保障として、チリは同様の事件が起こらないように2つの特別な措置の採用を約束した。1つは、2007年8月に事件の完全解決を目的とすること。その内容は、①行政調査での個人のプライバシーを保護する、②2007年1月18日付のチリ警察の公式文書で、行政上の過程の保障の重要性を確立する、③行政上の関連事項のみを調査する、④私生活や個人のプライバシーを尊重するガイドラインや基準を規定する、⑤請願者が通常の方法で警察義務を実行できる保証に必要で十分な国内行政措置を採択する、⑥ヴィヴィアナを非難した人とは同じ警察署で働かない。

非反復の2つ目の措置に関して、2008年8月14日の通報で、プライバシーの保護に関して、2007年1月18日付チリ警察の公報で実行された。

(ウ) 賠償については、チリは警察活動の技術と専門的発達を高める目的のために、今の職場からの移転、1年間の英語コースを受講する機会を与えるという2つの特別な措置を採用することを誓約する。また、チリは、2008年8月14日の通報で(a) ヴィヴィアナを2008年2月1日から特別経済的取扱い区域に転勤させた。引っ越しで家具や持ち物に損害が発生しないようにした。(b)2008年8月14日の通報で、1年間警察の英語コースを受講できる機会を与えた。(エ) 友好的解決協定の発信については、友好的解決協定の内容をチリの公報に載せ、さらに、防衛省や警察のウェブサイトにも全文を載せる。2008年8月14日の通報で、2008年4月30日の官報とインターネットで3か月間協定を公表した。(オ) フォローアップの仕組みとして、委員会は合意された措置が遵守されるようフォローアップの仕組みを作る。具体的には、2008年10月20日の通報で、上記の契約条件が実施されたことにより、両当事者は、仕組みを作ることが適切ではないと判断した。

### 3. 委員会による予防措置

委員会手続規則25条によって、緊急な場合、委員会は予防措置を発動することができる。重大で緊急の保護が必要な場合に、委員会が当該国に被害者を保護する予防措置を取るよう要請する。2003年から2016年までに(2019年5月現在)、11件の予防措置が取られている<sup>95</sup>。

委員会によって予防措置が取られた回数が一番多い国はホンジュラス(5回)である。予防措置

95 委員会のホームページによると以下の場合である。① Juana mora cedeño et al.Cuba(PM236/16) ② Members of asociación para Una Vida Mejor de Honduras(Association for a better life in Honduras APUVIMEH), Honduras(MC 457/13) ③ Caleb Orazco, Belize(PM155/13) ④ X and Y, Jamaica(PM153/11) ⑤ Maurice Tomlinson, Jamaica(PM80/11) ⑥ Agustí Humberto Estrada Negrete, Leticia Estrada Negrete, and Guadalupe Negrete silva, Mexico(PM222/09) ⑦ Ladyra Mendoza Aguilar et al., Honduras(PM18/10) ⑧ Amplification of Precautionary Measures, Honduras(PM196/09) ⑨ Marlon Cardoza and other members of the CEPRES Association(Asociación Centro de Educación y Prevención en Salud, Sexualidad y Sida), Honduras(PM210/08) ⑩ Kevin Josué Alegria Robles and members of OASIS(the Organization to Support Integrated Sexuality), Guatemala(PM3/06) ⑪ Elkyn Johalby Suárez Suárez Mejía and Members of the Comunidad gay sampedrana, Honduras(PM621/03)

が取られた主な理由は、LGBTI を保護する NGO 職員の命や暴力あるいはハラスメントなどに対する危険な状況に関するものである。危険な行為は LGBTI の人々のみならず、それらの人々を擁護する人々を標的にしており、ほとんどの場合で警察が関与している。

#### 4. LGBTI の人々の人権保護のために行われる委員会の活動

##### (1) LGBTI の調査団 rapporteurship の活動

委員会は、下部組織として LGBTI の調査団を置いている。調査団は、LGBTI の人権状況の調査と報告を行うが、一般的な任務は以下の機能を通して実行される。

###### ① 請願と事件の進行

性的指向、性同一性、ジェンダー表現に関する暫定措置を裁判所に要請するための提案に関して、委員会にアドバイスをしたり、予防措置の要請をしたりする。

② OAS 構成国と OAS 機関に LGBTI の人々のための技術的な支援を提供する。

③ LGBTI の人々の人権に関する立法、公共政策、司法的解釈の分野で、OAS 諸国に勧告を含む報告書を準備する。たとえば、健康、正義と暴力、雇用、対人関係、教育、文化、政治参加のような異なる分野で、LGBTI の人々の人権状況に関する専門家会合を行う。

④ 米州諸国での LGBTI の人々の人権侵害の一般的調査とその可視化を推進する。

##### (2) LGBTI 調査団の現地訪問

LGBTI の人権状況を調査するために現地を訪問する。委員会の調査団の現地訪問は、2008 年から 2018 年までで 8 回ある<sup>96</sup>。

調査団は、現地を訪問し、主に市民社会と面談し、LGBTI の人々に対する重大な暴力の情報を収集する。それは、また当該国に対する無言の圧力にもなる。

##### (3) LGBTI の人権向上に対する委員会の活動

2013 年から 2017 年の間に、LGBTI の人々の人権を向上させる数々の会議、専門家会合、セミナー、パネルディスカッションなどが、OAS 本部のみならず、米州諸国で数多く開催されている。

委員会のホームページによると、2011 年から 2013 年までに、5 回の独立した専門家会合が開催された。テーマは、LGBTI の人々の健康 (2011 年)、暴力と免責 (2012 年)、雇用 (2012 年)、政治参加 (2012 年)、教育、文化、LGBTI の人々 (2013 年) など多岐に及んでいる。

また、2017 年 1 月 26 日には、サンフランシスコで、LGBTI の権利に関する特別報告者から米州諸国の LGBTI の人々に対する暴力に関する報告のプレゼンが行われ、2 月 2 日には、ワシントン DC で、テーマ別報告者から OAS 常任理事会の司法上、政治上の事項に関する委員会へのプレゼンが行われた。また、2 月 8 日には、ワシントン DC で、LGBTI 調査団による 2017 年～2020 年までの戦略プランに向けてのワークショップが開かれ、2 月 10 日～11 日までコロンビアのカリで、キューバの LGBTI の活動家のための訓練ワークショップが開かれた。

<sup>96</sup> ①ホンジュラス (2018 年 7 月 30 日～8 月 3 日) ②グアテマラ (2017 年 7 月 31 日～8 月 4 日) ③ブラジル (2016 年 10 月 31 日～11 月 5 日) ④ホンジュラス (2014 年 12 月 1 日～5 日) ⑤コロンビア (2014 年 9 月 29 日～10 月 3 日) ⑥スリナム (2013 年 1 月 23 日～25 日) ⑦コロンビア (2012 年 12 月 3 日～7 日) ⑧ジャマイカ (2008 年 12 月 1 日～5 日)



さらに、3月20日 OAS 本部で、コスタリカ、米国、チリ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、カナダ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイの人々や代表団を招いて、米州諸国におけるインターセックスの人々の人権対話が開催された。

このように、委員会主催で、多くの場面で、LGBTI の人々の人権向上のための努力が行われている。

## おわりに

米州人権委員会は、LGBTI の人々の人権保護のため多くの活動を行っている。南米諸国では、LGBTI に対する法整備や行政上の措置が進んでいる一方で、LGBTI の人々の殺害やその擁護者の殺害や暴力が毎年報告されている。それらの人々に対する偏見は根強いものがあり、委員会に事件の報告が入るたびに、委員会は当該国に早急の措置を求めている。また、委員会は LGBTI の人々に対する理解を深めるために、数多くのセミナーや研修会も開催している。LGBTI に対する偏見を取り除くためには教育の力が必要であり、また、現実には、LGBTI の人々の人権が守られる法整備が必要となるからである。

委員会の活動で重要なものの1つは、請願を受理し、それを解決する仕組みであろう。委員会は、政治的な活動と法的活動を通して、LGBTI の人権を保護する立場にある。

委員会が受理した請願を見ると、国内法の未整備や裁判官の偏見が多いことに気づく。請願は LGBTI の人権侵害の一部を表しており、しかも国内法制の欠陥が露呈されている現状をあぶり出している。

請願に対する委員会の活動は個人の人権に対する対処療法的な面もあるが、国内法制の整備につながる面も持っている。請願に対する委員会の意見や勧告が当該国の LGBTI の置かれている状況を改善することにつながるのである。中でも、重要な人権侵害については、裁判所で判断する体制がとられ、LGBTI の人権強化がなされている。委員会で本案決定まで進んだ案件はすべて裁判所に回されている。しかし、受理された請願は本案決定に進むことが予定されているが、実際はすべて本案決定に進んでおらず、今まで受理された請願 10 件のうち、3 件にとどまっている。友好的解決まで行ったのは 1 件だけである。ここに、請願者と国との LGBTI に対する認識の違いがある。

公聴会も数多く開催され(資料1)、調査団の現地訪問も行われている(資料2)。これらの機会を通して、委員会は LGBTI の理解を深める啓蒙をしているのである。

このような委員会の活動は着実に LGBTI の人権強化に役立っていることは間違いない。

## 資料：

### (1)LGBTI に関する公聴会

NO	日付	内容	会期	国名
1	2018.12. 5	平等結婚	170	米州地域
2	2018.12. 4	LGBTI 社会に関する影響	169	ベネズエラ
3	2018.10. 2	LGBTI の経済的、社会的、文化的、環境的権利の侵害	169	米州地域
4	2018.10. 1	LGBTI の人々の人権擁護者の保護	169	エルサルバドル
5	2018. 5.11	LGBTI の経済的、社会的、文化的権利	168	米州地域
6	2018. 5. 8	自由を奪われた LGBTI の状況	168	米州地域

南米における LGBTI の現状と米州人権委員会の活動

7	2018. 3. 2	トランスの人々の状況	167	アルゼンチン
8	2018. 2.26	LGBTI の性別と多様性の政策	167	パラグアイ
9	2017.10.23	年配の LGBTI の人びとの状況	165	米州地域
10	2017. 7. 6	LGBTI の人権状況	163	メキシコ
11	2017. 5.25	全国計画ベース national curriculum base における性同一と性的指向の展望の除外の提案	162	ブラジル
12	2017. 5.22	アフリカ系 LGBTI の人びとに対する暴力の報告	161	ブラジル
13	2017. 5.22	LGBTI の人びとの人種差別、経済的社会的文化的権利	161	ガイアナ
14	2017. 3.21	LGBTI の人々の人権状況	161	エルサルバドル
15	2017. 3.20	インターセックスの人びとの人権状況	161	米州地域
16	2016.12. 7	LGBTI の経済的社会的文化的権利	159	米州地域
17	2016.12.1	LGBTI の Luis Alberto Rojas Marin の個別ケース (Case12,982)	159	ペルー
18	2016. 4. 8	LGBTI の人々の人権状況	157	ボリビア
19	2016. 4. 7	LGBTI の人々の人種差別	157	ブラジル
20	2016. 4. 5	LGBTI の人権状況	157	ホンジュラス
21	2015.10.23	自由を奪われた LGBTI の状況	156	米州地域
22	2015.10.23	LGBTI の人々の人権状況	156	ドミニカ共和国
23	2015.10.19	トランスの人々の状況	156	パナマ
24	2015.10.19	LGBTI の人々の人権状況	156	キューバ
25	2015.10.19	同性関係の犯罪化の報告	156	グレナダ
26	2015. 3.20	LGBTI の人びとの経済的社会的文化的権利	154	ガイアナ
27	2015. 3.17	LGBTI 擁護者の訴追	154	米州地域
28	2015. 3.17	LGBTI の人々の人権状況	154	ベネズエラ
29	2015. 3.17	トランスの人々に対する暴力の報告	154	パラグアイ
30	2015. 3.16	トランスの人々の経済的社会的文化的権利の状況	154	米州地域
31	2014.10.28	LGBTI の人権状況に関する委員会の報告の監視	153	ジャマイカ
32	2014.10.28	LGBTI の人々の人権状況	153	ベネズエラ
33	2014.10.27	LGBTI の人々に対する暴力の報告	153	コロンビア
34	2014. 3.13	LGBTI の人びとの人権状況	152	ホンジュラス
35	2014. 3.12	LGBTI の人びとの人権状況	152	エルサルバドル
36	2014. 3.28	LGBT の子どもと大人の人権を保護する公共政策	150	パラグアイ
37	2014. 3.28	LGBTI の人々の人権状況	150	アンデス地域
38	2014. 3.28	LGBT の人びとの人権状況	150	ベリーズ
39	2014. 3.27	LGBTI の人々の人権状況	150	カナダ
40	2014. 3.27	LGBTI の人々の人権状況の委員会報告のフォローアップ	150	ジャマイカ
41	2013.10.29	トランスの人々に対する暴力の報告	149	エルサルバドル
42	2013.10.29	アフリカ系トランスの人々の人権状況	149	ブラジル
43	2013.10.28	性的指向と性同一性に基づく差別と暴力の報告	149	ガイアナ
44	2013. 3.16	LGBTI の先住民の人権状況	147	米州地域
45	2013. 3.15	インターセックスの人びとの人権状況	147	米州地域
46	2013. 3.15	レズビアン女性の人権状況	147	米州地域
47	2012.11.4	性的指向と性同一性に基づく差別に関する情報	146	グアテマラ

48	2012.11.2	LGBTI の人びとの擁護者の状況	146	コロンビア
49	2012.11.1	LGBTI の人々に対する殺人	146	米州地域
50	2012. 3.23	トランスのひとびとの性別の権利	144	米州地域
51	2011.10.28	LGBTI の人々の人権状況	143	米州地域
52	2011. 3.25	性的指向、性同一性の人権	141	ハイチ
53	2010.10.29	LGBTI の人々の性的多様性と平等性	140	ベネズエラ
54	2010.10.26	性同一性に基づく処罰措置と差別	140	カリブ海諸国
55	2010.10.26	LGBTI の人々に対するヘイト犯罪	140	コスタリカ、ホンジュラス、ニカラグア
56	2010.10.25	トランスセクシャル、トランスジェンダー、女装集団の人々に対する差別	140	ブラジル
57	2009.11. 6	同性愛者の結びつきの規制の欠如	137	ボリビア、チリ、ペルー
58	2009.11. 5	LGBT の人々の状況	137	コロンビア
59	2008.10.28	LGBTI の擁護者の人権	133	米州地域
60	2008.10.23	性別、性的指向に基づいた差別	133	米州地域
61	2006. 3.10	性的指向に対する差別状況	124	ペルー
62	2006. 3. 7	karen atala Riffo とその娘の事件 (case 17,502)	124	チリ
63	2005. 3. 4	LGBTI の人々の人権	122	ホンジュラス

(2) 調査団の現地訪問

年	国名	発表
2018年	ホンジュラス	発表なし
2017年	グアテマラ	プレスリリースで発表
2016年	ブラジル	なし
2016年	ホンジュラス	2016年の報告書
2014年	コロンビア	プレスリリース
2013年	スリナム	プレスリリース
2012年	コロンビア	2013年報告書(LGBTI に対する差別)
2008年	ジャマイカ	2012年報告書 (chapter VII性的指向と性同一性に基づく差別)

(3) 許容請願

NO	請願名	米州人権条約適用条文	その他の条約・宣言
1	Karen Atala and daughters	5 条 1 項、11 条 1 項	
2	Marta Lucía Álvarez Giraldo	8 条、11 条、24 条、25 条	
3	Sandra Cecilia pavez Pavez	8 条、11 条、24 条、25 条	
4	Luiza Melinho	5 条、8 条、11 条、24 条、25 条、26 条	
5	Ángel Alberto Duque	5 条、8 条 1 項、24 条、25 条	
6	Luis Alberto Rojas Marín	5 条、7 条、8 条、11 条、24 条、25 条	米州拷問禁止条約 1 条、6 条、8 条
7	Alexa Rodríguez	5 条、8 条、11 条、13 条、24 条、25 条	ベレム条約 7 条
8	Tamara Mariana Adrián Hernández	3 条、5 条、8 条、11 条、13 条、18 条、22 条、23 条、24 条、25 条	米州宣言 II、IV、V、VIII、XVII、XVIII、XX
9	Vicky Hernández and Family	4 条、5 条、8 条、13 条、24 条、25 条	ベレム条約 7 条
10	Homero Flor Freire	8 条 1 項、24 条、25 条	

3 条（法の前に人として認められる権利） 4 条（生命に対する権利） 5 条（人道的な取扱いを受ける権利） 7 条（身体の自由に対する権利） 8 条（公正な裁判を受ける権利） 11 条（プライバシーの権利） 13 条（思想および表現の自由） 18 条（姓名を持つ権利） 22 条（移動および住居の自由） 23 条（参政権） 24 条（平等な保護に対する権利） 25 条（司法的保護を受ける権利） 26 条（漸進的發展）

(4) 南米における性的マイノリティに対する意識 (THE ILGA-RIWI 2016 GLOBAL ATTITUDES SURVEY ON LGBTI PEOPLE IN PARTNERSHIP WITH LOGO)

① 男子がいつもドレスを着て、女子のように振舞うことを受け入れるか

地域	YES	NO	どちらとも いえない
アフリカ	17%	65%	18%
アジア	25%	51%	23%
米州	31%	41%	28%
欧州	34%	39%	27%
太平洋	49%	25%	25%

② あなたの子どもが同性を愛していると言ったら、どう感じるか

地域	怒らない	どちらかという と怒る	すごく怒る
アフリカ	21%	16%	62%
アジア	23%	25%	52%
米州	36%	35%	29%
欧州	39%	31%	30%
太平洋	56%	28%	16%

③同性同士の平等結婚を認めるか

地域	YES	NO	どちらとも いえない
アフリカ	19%	59%	21%
アジア	26%	49%	25%
米州	35%	40%	25%
欧州	41%	37%	22%
太平洋	56%	24%	20%

次に上記の質問に関連してより深い3つの質問では以下ようになった。

④LGBTIは犯罪と考えるか

地域	YES	NO	どちらとも いえない
アフリカ	45%	36%	20%
アジア	34%	45%	21%
米州	15%	60%	25%
欧州	17%	65%	18%
太平洋	14%	65%	22%

⑤性的指向、性同一性などの同性願望は西欧的現象か

地域	YES	NO	どちらとも いえない
アフリカ	47%	30%	24%
アジア	42%	34%	25%
米州	21%	38%	40%
欧州	24%	44%	32%
太平洋	20%	40%	40%

⑥近隣にゲイやレズビアンがいたらどのように感じるか

地域	不快に感じない	どちらかと言え ば不快に感じる	きわめて不快に 感じる
アフリカ	43%	18%	39%
アジア	52%	21%	28%
米州	81%	11%	8%
欧州	74%	14%	12%
太平洋	83%	9%	8%